

「新たな中期計画の基本的方向」の公表と市民意見募集の実施について【事業説明】

1 趣旨

横浜市は、2026 年度（令和 8 年度）から 2029 年度（令和 11 年度）までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示しする「新たな中期計画の基本的方向」を取りまとめました。この「基本的方向」に関する市民意見募集を 9 月 22 日(月)から 10 月 21 日(火)まで実施します。

つきましては、地域の皆様から多くのご意見をいただきたく、市民意見募集について、各区連会 9 月定例会でお知らせしたいと考えております。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で周知をお願いします。

3 内容

次の内容を記載した資料を単位会長あてに送付します。詳細は別添をご参照ください。

(1) 「新たな中期計画の基本的方向」の概要版

(2) 市民意見募集の実施

【実施期間】令和 7 年 9 月 22 日(月)から令和 7 年 10 月 21 日(火)まで

【提出方法】以下の方法でご提出ください。

・横浜市電子申請・届出システム※（右の二次元コードより）

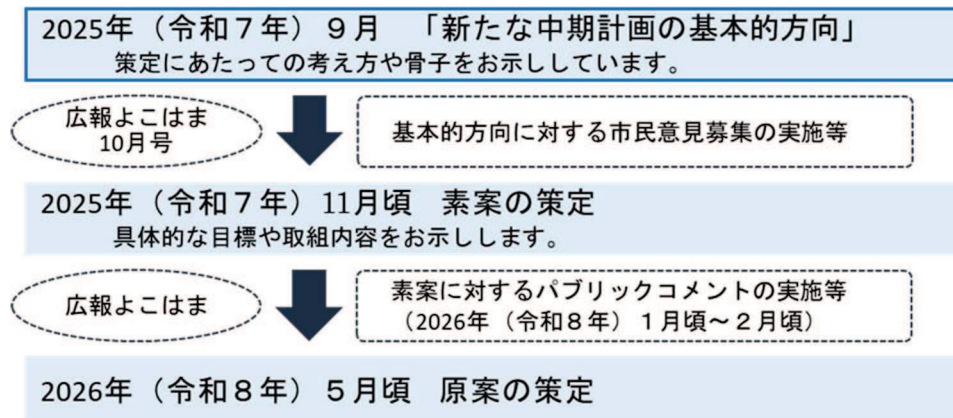
※ 9 月 22 日(月)よりご利用いただけます。

・電子メール ・郵送 ・FAX



4 参考

新たな中期計画の策定スケジュール（予定）



新たな中期計画の 基本的方向

新たな中期計画の策定に向けて、皆様のご意見をお聴かせください

はじめに

横浜市は、2026(令和8)年度から2029(令和11)年度までを計画期間とする新たな中期計画の策定を開始します。

この度、計画策定にあたっての考え方や骨子をお示する「新たな中期計画の基本的方向」をとりまとめました。

横浜市役所が組織・人材の力を存分に発揮し、市民や団体、企業の皆様とともに、＜14の政策分野からなる総合的な取組＞とく横浜の成長・発展に向けた横断的な取組により、横浜に関わる全ての人が前を向き、未来に希望を抱くことができる「明日をひらく都市」の実現を目指します。

市民の皆様のご意見をぜひ、お寄せください。

新たな中期計画の指針

2040年頃の横浜のありたい姿として、共にめざす都市像「明日をひらく都市」を継承します。

共にめざす都市像

明日をひらく都市

OPEN × PIONEER
2040 YOKOHAMA

社会の変化が早く、先を見通しにくい時代になっている今こそ、都市や暮らしの在り方をもう一度、皆さんと共有し直す必要があります。

私たちのまち横浜は、

150年以上前から先人たちが未来を切り拓いてきた、挑戦の地です。
ありたい姿を追求し、皆さんと共に力をあわせて、つくってきた今の横浜。
これから、私たちが、この困難な時代を乗り越えて、子どもたちに、
未来につないでいかなければなりません。

横浜は、全ての人の「明日をひらく都市」であり続けたい。
様々な困難を抱えていても、その人が望む道を選択し、みんなで応援する都市。
多種多様な人の才能、その人らしい可能性をひらく都市。
たくさんの人が集い、明日を感じ、語りあえる都市。
多くの様々な企業が集まり、つながり、新しい価値を生み出しつづける都市。
自然や文化をはじめとした、豊かなまちの魅力をひらく都市。
横浜が持続可能であることはもちろん、地球における持続可能性をひらく都市。

横浜に関わる、全ての人が前を向き、希望にみちあふれた毎日を送れる、
世界のどこにもない都市を共につくりましょう。
明日に向けた一人ひとりの行動が、新しい横浜をつくっていきます。



共にめざす都市像「明日をひらく都市」へ

OPEN × PIONEER 2040 YOKOHAMA

戦略

市民生活の安心・安全 × 横浜の持続的な成長・発展

人にやさしいまち・世界を魅了するまち

<市民生活の安心・安全>

あらゆる世代・多様な市民の皆様が安心・安全を基本に、自分らしくいきいきと暮らすことのできる「住みたい・住み続けたいまち」を目指します

<横浜の持続的な成長・発展>

世界をリードする都市として持続的に成長・発展することで未来に希望を抱くことができる「選ばれるまち」を目指します

総合的な取組

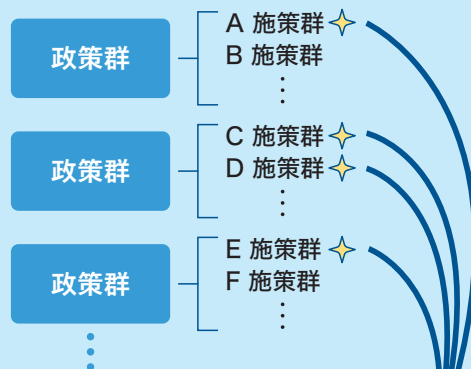
政策の分野 (14の政策群)

毎日の安心・安全	暮らし・コミュニティ
防災・減災	交通
医療	スポーツ・文化
子育て	産業・にぎわい
教育	まちづくり
高齢・長寿	環境
障害児・者	みどり

施策群

政策群は、政策分野に関連する取組をまとめた施策群で構成。

各施策群は個別の分野別計画と連動、アウトカム指標により進捗管理



横断的な取組

テーマに関連する施策群による横断プロジェクト

横浜の成長・発展に向けた

「明日をひらく 都市プロジェクト」★

政策・財政・行政が連動し、持続可能な市政運営をさらに推進し、施策の推進と財政の健全性の維持を両立

市役所の改革「行政運営の基本方針」

～ リ・デザイン(市民サービス革新、地域支援の進化、行政事務・組織改革) ～

市政運営の土台「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」

～ 「横浜市将来にわたる責任ある財政運営の推進に関する条例」に基づく基本方針とアクション ～

取組の方向性

▶ 総合的な取組「14の政策群」

毎日の 安心・安全



防犯対策の推進
生活基盤のインフラの安全確保

暮らし・ コミュニティ



地域協働・共創の推進
多文化共生の推進
図書館ビジョンの実現

防災・減災



地震防災戦略の推進
下水道浸水対策プランの推進

交通



地域の移動手段の確保・支援
交通ネットワークの充実

医療



総合的ながん対策の推進
医療提供体制の確保

スポーツ・ 文化



市民が「する」「見る」「触れる」
スポーツ・文化の充実、環境整備

子育て



預けやすいまちの推進
経済的・時間的ゆとりの創出
こどもの体験機会の充実

産業・ にぎわい



企業誘致・スタートアップ支援
中小企業支援・商店街支援
観光・MICEの充実

教育



グローバル人材の育成
安心して学べる教育環境の整備
DXを活用した教育の推進

まちづくり



世界を魅了する都心部・臨海部の
まちづくり
郊外部の魅力的なまちづくりの推進

高齢・長寿



外出支援・健康づくりの推進
認知症対策の推進
単身世帯・要支援者対策の推進

環境



GREEN × EXPO 2027
ネット・ゼロカーボンの推進
循環型社会への移行

障害児・者



インクルーシブなまちづくり
の推進
自立支援・家族支援の推進

みどり



公園のまちの推進・動物園の魅力向上
みどりの保全と創造
農体験のまちの推進

「新たな中期計画の基本的方向」の詳細は
ホームページをご覧ください

横浜市 新たな中期計画 2026



▶ 横断的な取組「明日をひらく 都市プロジェクト」

370万市民が暮らす大消費地が挑む、グローバルな
循環型都市への移行 ～環境共生と経済成長の両立～



横浜の強みを生かし、未来を見据えた
観光・経済活性化 ～多くの人や企業の呼び込み～

横浜の強み・資源の最大化

観光政策のさらなる強化

市内企業との相乗効果

未来に向けた産業創出

AI時代を見据えた産業集積

環境共生と経済成長の両立

国際プレゼンスの向上

海外活力の取り込み

横浜ブランドの海外への発信

横浜市都市計画マスタープランを踏まえた
未来を創るまちづくり ～日々の暮らしを豊かにする、成長する都市へ～

「ダブルコア」のまちづくり

都心部と郊外部の2つのコアを創造

規制見直しを通じた立地誘導

土地利用規制の見直しによる業務・商業・住宅等の集積・活性化

安心して暮らせるまちづくり

インフラ老朽化から市民の安全を守る

市民意見募集の設問項目

設問1

新たな中期計画の基本的方向では、共にめざす都市像「明日をひらく都市」の実現に向けて、『総合的な取組「14の政策群」』をお示ししています。
この14の政策群の中で、あなたが関心の高い項目を教えてください。

※複数該当する場合は、該当する選択肢すべてに
☒ を付けてください。

設問2

共にめざす都市像「明日をひらく都市」や戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」とは具体的にどのようなまちだと思いますか？
あなたのご意見や考えを教えてください。

※選択肢に ☒ のうえ、ご記入ください。

〈記入例〉

☒ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」

子育て支援や教育環境が充実していて、のびのびと

安心して子育てができる魅力的なまちになって欲しい。

「基本的方向」についてのご意見

左記の「市民意見募集の設問項目」を参照のうえ、
ご記入ください。

設問1 14の政策群に関するご関心について

- | | | |
|-----------------------------------|-------------------------------------|----------------------------------|
| ☐ 毎日の安心・安全 | ☐ 高齢・長寿 | ☐ スポーツ・文化 |
| ☐ 防災・減災 | ☐ 障害児・者 | ☐ 産業・にぎわい |
| ☐ 医療 | ☐ 暮らし・コミュニティ | ☐ まちづくり |
| ☐ 子育て | ☐ 交通 | ☐ 環境 |
| ☐ 教育 | | ☐ みどり |

設問2 共にめざす都市像・戦略に関するご意見等について

該当する項目に ☒ のうえ、ご記入ください。

- ☐ 共にめざす都市像「明日をひらく都市」
- ☐ 戦略「市民生活の安心・安全×横浜の持続的な成長・発展」

切り取り線

基本的方向の市民意見募集について

募集期間

令和7年 9月22日(月) から 10月21日(火)まで

ご意見の提出方法

インターネット 入力フォーム

右の二次元バーコード(横浜市電子申請・届出システム)へ
アクセスし、ご入力ください。

※インターネット入力フォームは、9/22からご利用できます。



はがき

本リーフレットのはがきを切り取ってご利用ください。
(切手不要、当日消印有効)

電子メール

ss-chuki2026@city.yokohama.lg.jp

FAX

045-663-4613

※電子メール、FAXでご意見をお寄せいただく場合は、様式の定めはありませんが、「基本的方向についてのご意見」である旨を
明記の上、本リーフレットに掲載の『市民意見募集の設問項目』の内容に沿ってご提出ください。

料金受取人払郵便



差出有効期限
令和7年
10月31日まで
(切手不要)

郵便はがき

23 1-8 7 9 0

005

見本

(受取人)

横浜市中区本町6-50-10

横浜市政策経営局 経営戦略課 行



●該当する項目にチェック、記入をお願いします。

■住所

☐ 横浜市 _____ 区

☐ 横浜市外

■年代

☐ ~10歳代 ☐ 20歳代 ☐ 30歳代 ☐ 40歳代

☐ 50歳代 ☐ 60歳代 ☐ 70歳代 ☐ 80歳代~

新たな中期計画の策定スケジュール

9月

「新たな中期計画の基本的方向」公表



市民意見募集の実施等



11月頃

素案の策定



パブリックコメント
(令和8年1月頃~2月頃)の実施等

令和8年5月頃

原案の策定

※策定した原案は、
議案として提出する予定です。

- ・ご意見への個別の回答は行いません。また、ご意見を正確に把握するため、お電話やご来庁でのご意見の受付はいたしません。
- ・ご意見の提出に伴い取得した個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。
- ・いただいたご意見の内容は、個人情報を除いて公開する可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

横浜市政策経営局経営戦略課

TEL:045-671-2010

FAX:045-663-4613

令和7年9月作成

令和7年9月末日

がけ地の近くにお住まいの皆様へ（金沢区）

～土砂災害に備えていただくために～

土砂災害防止法に基づく基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

●基礎調査結果（区域図(案)）の公表について

○県では地形が変わったり、新たに確認できたがけ地等について、土砂災害警戒区域等の見直し調査を進めており、**金沢区**の調査結果を令和7年7月23日に公表しました。

○今回の公表内容や、土砂災害防止法の概要等についての説明動画をご用意しましたので、インターネットを利用できる場合はこちらをご覧ください。

URL <https://www.youtube.com/watch?v=ZmDaQEdRSnM&t=7s>



○**基礎調査結果（区域図(案)）**は、県ホームページ**神奈川県土砂災害情報ポータル**や、横浜川崎治水事務所、県庁砂防課、横浜市建築局企画部建築防災課の窓口で、閲覧することができます。

※県ホームページに掲載する区域図（案）は情報の更新に時間のかかる場合があります。更新状況については当所までお問い合わせください。

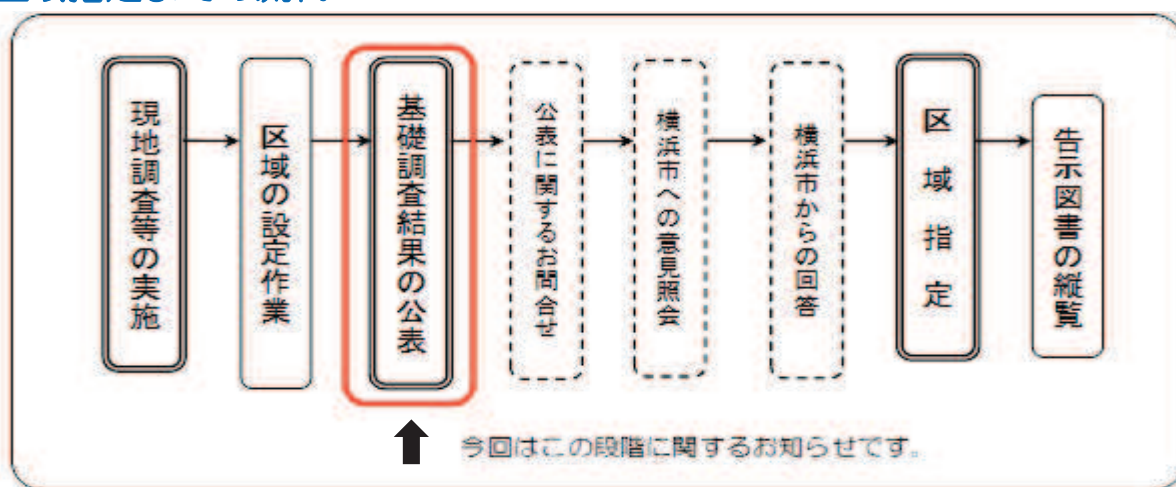


神奈川県土砂災害情報ポータル

検索

で検索

●区域指定までの流れ

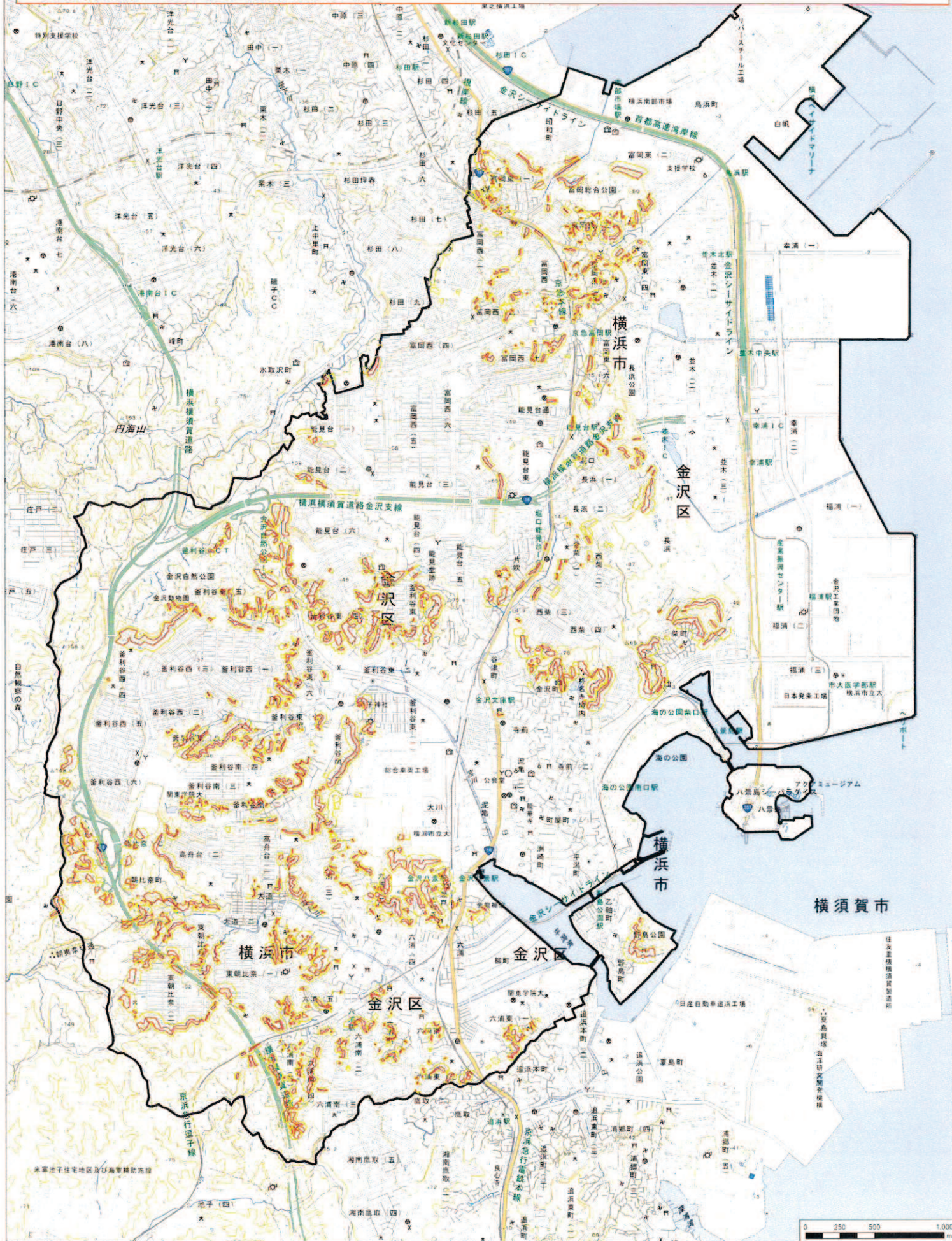


●問合せ先

神奈川県 横浜川崎治水事務所 工務部 急傾斜地第一課
 電話：045-411-2520 8:30～17:15（土・日・祝日を除く）



※表示している土砂災害特別警戒区域等につきましては、調査結果により指定範囲が新たに追加または既指定の区域の変更があった箇所のみ表示しております。
指定範囲の変更がなかった箇所につきましては、引き続き指定されておりますので、神奈川県土砂災害情報ポータルをご確認ください。





表紙写真：広島県広島市安佐南区八木3丁目上山川



土砂災害防止法

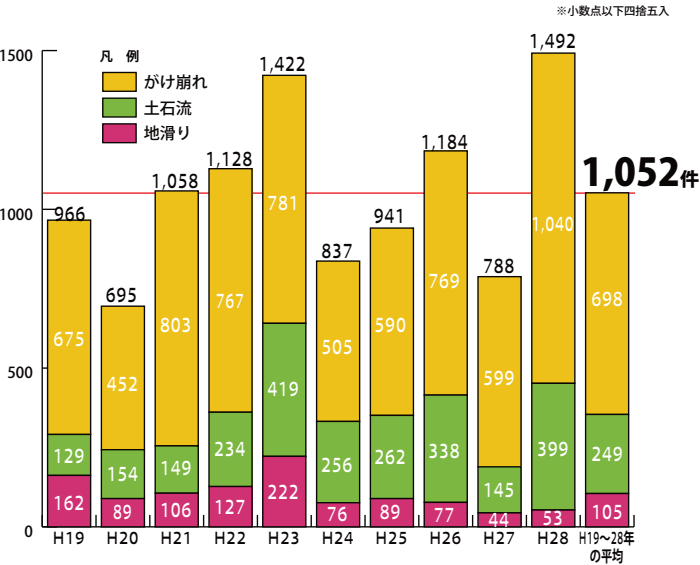
「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」について

発行：全国地すべりがけ崩れ対策協議会

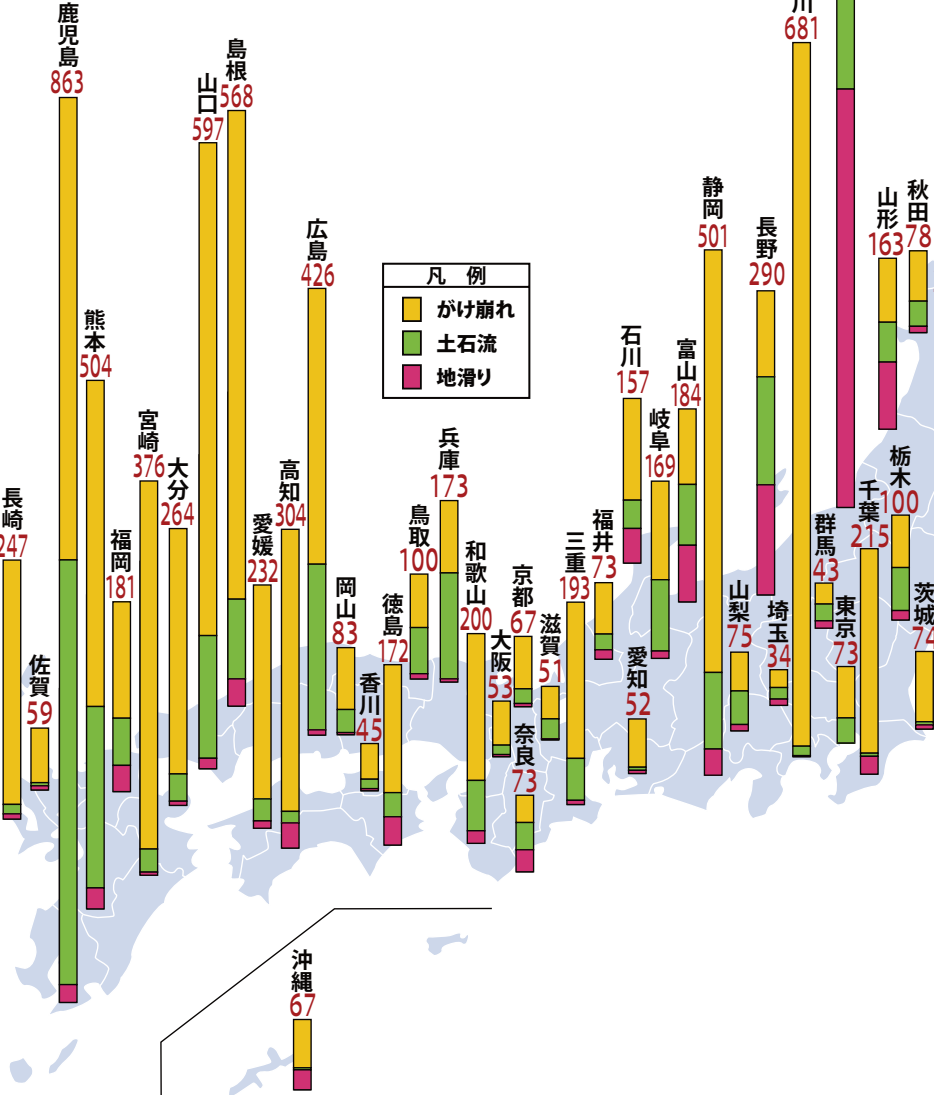
近年の土砂災害発生状況

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

■ 過去10年の土砂災害発生件数（平成19年～28年）

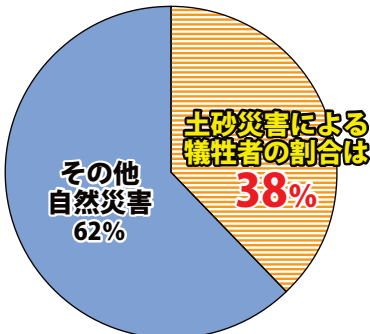


■ 過去10年の都道府県別土砂災害発生状況（平成19年～28年）



都道府県	がけ崩れ	土石流	地滑り	合計
北海道	129	53	10	192
青森県	51	5	3	59
岩手県	65	196	2	263
宮城県	62	31	10	103
秋田県	48	24	6	78
山形県	61	38	64	163
福島県	172	75	14	261
茨城県	67	3	4	74
栃木県	50	41	9	100
群馬県	20	16	7	43
埼玉県	17	11	6	34
千葉県	195	3	17	215
東京都	49	24	0	73
神奈川県	671	9	1	681
山梨県	37	32	6	75
長野県	82	103	105	290
新潟県	220	154	399	773
富山県	72	58	54	184
石川県	97	27	33	157
岐阜県	94	68	7	169
静岡県	403	73	25	501
愛知県	46	3	3	52
三重県	149	40	4	193
福井県	49	15	9	73
滋賀県	31	19	1	51
京都府	50	14	3	67
大阪府	42	9	2	53
兵庫県	69	101	3	173
奈良県	26	26	21	73
和歌山県	140	48	12	200
鳥取県	51	44	5	100
島根県	466	76	26	568
岡山県	59	22	2	83
広島県	263	158	5	426
山口県	470	117	10	597
徳島県	122	23	27	172
香川県	34	9	2	45
愛媛県	204	21	7	232
高知県	269	11	24	304
福岡県	111	45	25	181
佐賀県	52	3	4	59
長崎県	233	9	5	247
熊本県	311	173	20	504
大分県	234	26	4	264
宮崎県	351	22	3	376
鹿児島県	441	405	17	863
沖縄県	46	2	19	67
合計	6,981	2,485	1,045	10,511

昭和42年～平成28年までの自然災害による死者・行方不明者の内訳



※平成7年兵庫県南部地震および平成23年東北地方太平洋沖地震による死者・行方不明者数は除く
全自然災害については消防庁調べ、土砂災害については国土交通省砂防部調べによる

土砂災害防止法の概要

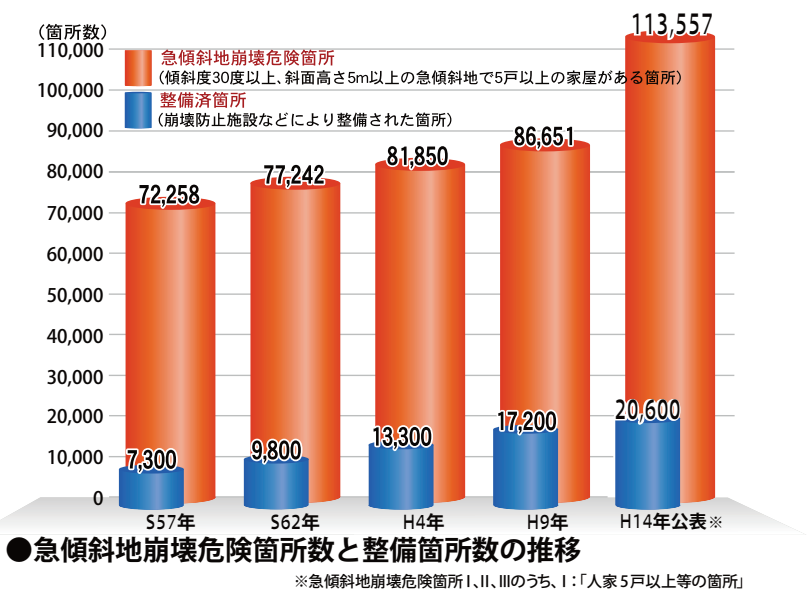
（『土砂災害防止法』とは） 土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、一定の開発行為の制限、建築物の構造規制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進しようとするものです。

「土砂災害防止法」制定の背景

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。

また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険な箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となってしまいます。

このような土砂災害から人命を守るため、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や一定の開発行為の制限等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。



対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り

土砂災害防止対策基本指針の作成 [国土交通大臣]

- 土砂災害防止のための対策に関する基本的事項
- 基礎調査に関する指針
- 土砂災害特別警戒区域等の指定方針
- 土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の方針

基礎調査の実施 [都道府県]

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域指定等のための調査

基礎調査結果の公表

土砂災害警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈土砂災害のおそれがある区域〉

- 情報伝達、警戒避難体制の整備 [市町村長]
- 警戒避難に関する事項の住民への周知 [市町村長]

土砂災害特別警戒区域の指定 [都道府県知事]

〈建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

- 特定の開発行為に対する許可制
対象：住宅宅地分譲、社会福祉施設等のための開発行為
- 建築物の構造規制（都市計画区域外も建築確認の対象）
- 土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
- 勧告による移転者への融資、資金の確保

〈警戒避難体制の整備等〉

- 市町村地域防災計画への記載
- 要配慮者利用施設の避難体制
- 土砂災害ハザードマップの配布等

〈建築物の構造規制〉

- 居室を有する建築物の構造基準の設定（建築基準法）

〈移転等の支援〉

- 住宅金融支援機構の融資
- 住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

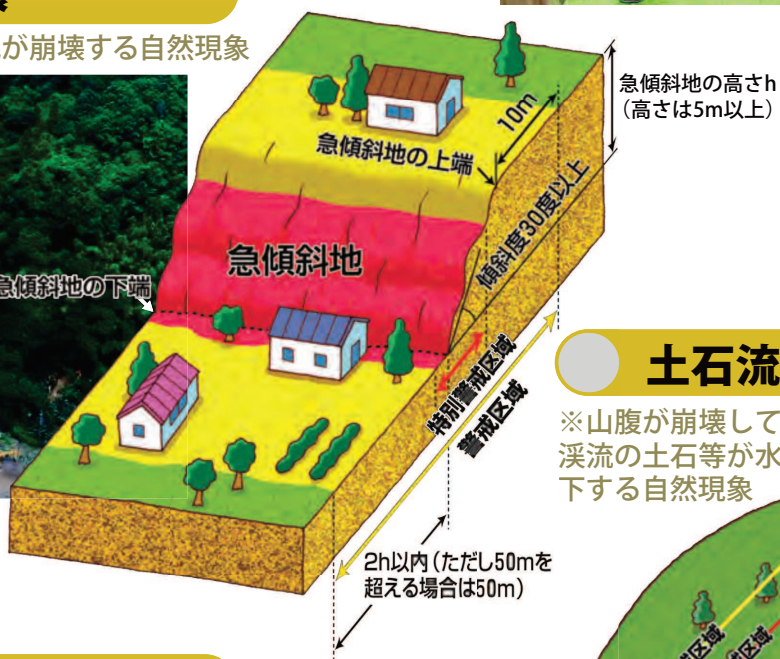
基礎調査の実施・公表

都道府県が、溪流や斜面及びその下流など土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査し、結果を公表します。



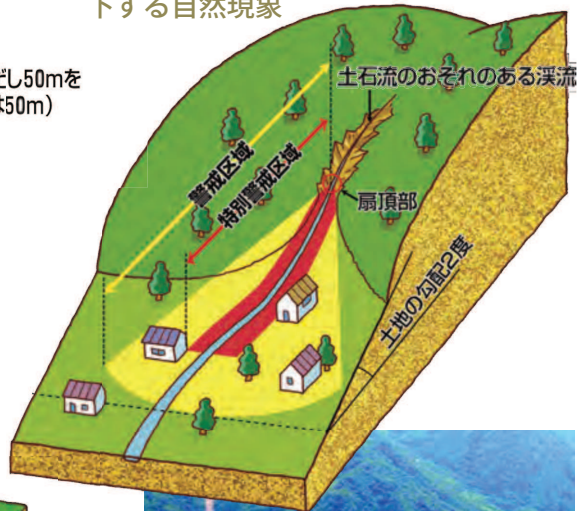
急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象



土石流

※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



地滑り

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象



区域の指定

基礎調査結果の公表後、土砂災害のおそれのある区域等を指定します。

土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）

■ 急傾斜地の崩壊

- イ 傾斜度が30度以上で高さが5m以上の区域
- ロ 急傾斜地の上端から水平距離が10m以内の区域
- ハ 急傾斜地の下端から急傾斜地の高さの2倍（50mを超える場合は50m）以内の区域

■ 土石流

土石流の発生のおそれのある溪流において、扇頂部から下流で勾配が2度以上の区域

■ 地滑り

- イ 地滑り区域（地滑りしている区域または地滑りするおそれのある区域）
- ロ 地滑り区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は250m）の範囲内の区域

土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）

急傾斜地の崩壊等に伴う土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさが、通常の建築物が土石等の移動等に対して住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある損壊を生ずることなく耐えることのできる力の大きさを上回る区域。

※ただし、地滑りに係る土石等の移動等により建築物に作用する力の大きさについては、作用した時から30分間が経過した時において作用するものとされている。また、地滑りに係る特別警戒区域は地滑り区域の下端から60mの範囲内で指定することとされている。

警戒区域では

特別警戒区域ではさらに

土砂災害警戒区域

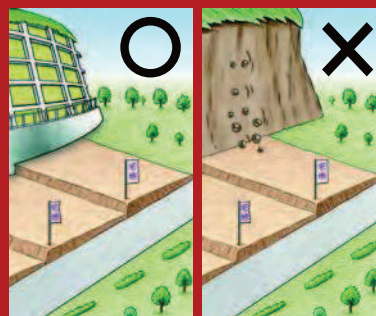
土砂災害のおそれがある区域



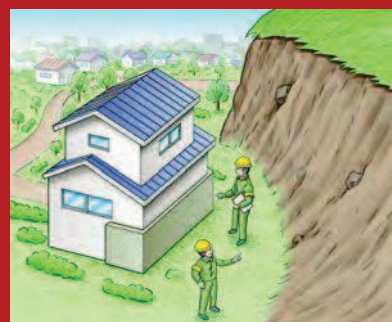
警戒避難体制の整備
土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。
【市町村】

土砂災害特別警戒区域

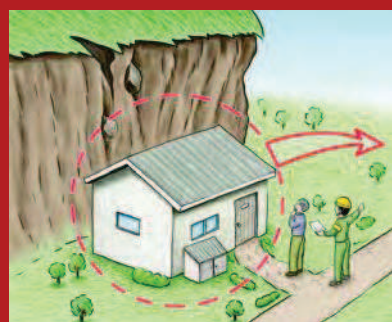
土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域



特定の開発行為に対する許可制
住宅地分譲や要配慮者利用施設の建築のための開発行為は、基準に従ったものに限り許可されます。
【都道府県】



建築物の構造規制
居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全であることについて建築確認がされます。
【建築主事を置く地方公共団体等】



建築物の移転勧告
土砂災害時に損壊が生じ、住民等に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者等に対し、移転等の勧告が図られます。
【都道府県】

土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われます。

1. 市町村地域防災計画への記載

土砂災害を防止・軽減するためには、土砂災害が生ずるおそれのある区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等の警戒避難体制を確立しておくことが大切です。このため、土砂災害に関する警戒避難体制について、その中心的役割を担うことが期待される市町村防災会議が策定する市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項を定めることとされています。

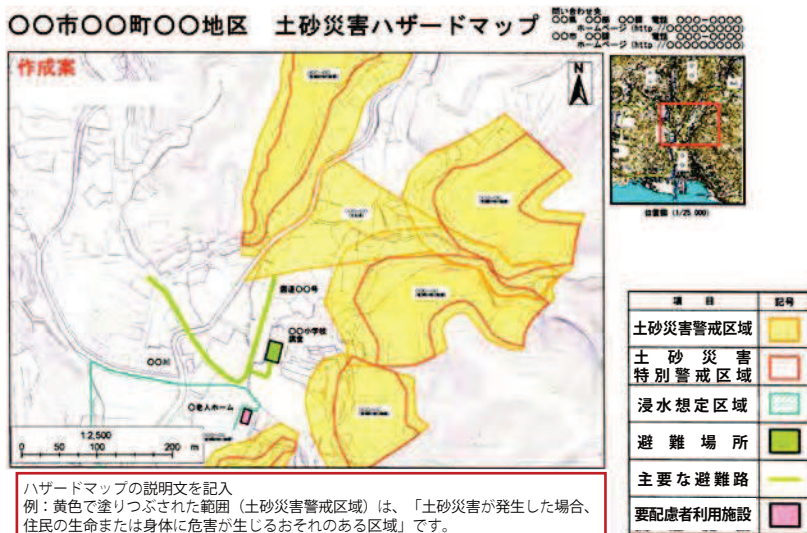
2. 要配慮者利用施設における警戒避難体制

警戒区域内の要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）であって、要配慮者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合には、市町村地域防災計画に要配慮者利用施設の名称及び所在地を記載するとともに、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めることとされています。

また、警戒区域内の市町村地域防災計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保計画を作成し、その計画に基づいて避難訓練を実施することが義務づけられています。

3. 土砂災害ハザードマップによる周知の徹底

土砂災害による人的被害を防止するためには、住居や利用する施設の存する土地が土砂災害の危険性がある地域かどうか、緊急時にはどのような避難を行うべきか、といった情報が住民等に正しく伝達されていることが大切です。このため、市町村長は市町村地域防災計画に基づいて区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置を講じることが義務づけられています。



4. 宅地建物取引における措置

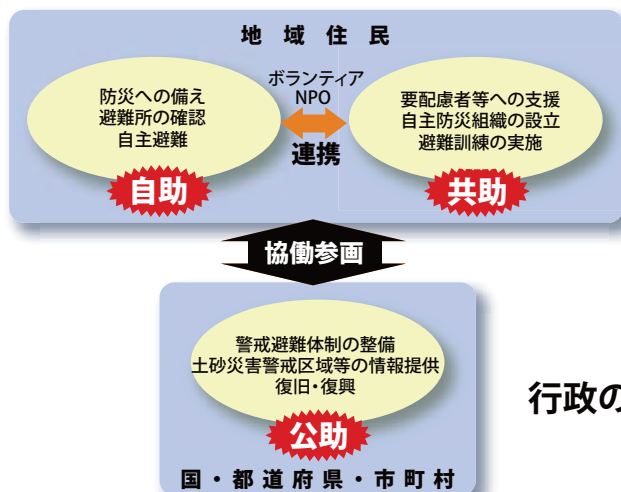
警戒区域では、宅地建物取引業者は、当該宅地又は建物の売買等にあたり、警戒区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対する確かな判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で
土砂災害による人的被害をゼロに。



土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われます。

1. 特定の開発行為に対する許可制

特別警戒区域では、住宅・宅地分譲等や特に防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校及び医療施設の建築のための開発行為については、土砂災害を防止するために自ら施行しようとする対策工事の計画が、安全を確保するために必要な技術的基準に従っているものと都道府県知事が判断した場合に限って許可されることになります。

2. 建築物の構造の規制

特別警戒区域では、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある建築物の損壊を防ぐために、急傾斜地の崩壊等に伴う土石等が建築物に及ぼす力に対して、建築物の構造が安全なものとなるように、居室を有する建築物については建築確認の制度及び構造規制が適用される場合があります。すなわち区域内の建築物の建築等に着手する前に、建築物の構造が土砂災害を防止・軽減するための基準を満たすものとなっているかについて、確認の申請書を提出し、建築主事又は指定検査確認機関の確認を受ける必要があります。

3. 建築物の移転等の勧告及び支援措置

急傾斜地の崩壊等が発生した場合にその住民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者、管理者又は占有者に対し、特別警戒区域から安全な区域に移転する等の土砂災害の防止・軽減のための措置について都道府県知事が勧告することができるになっています。

特別警戒区域内の施設整備にかかる防災工事や区域外への移転等に対しては、以下のような支援措置があります。

①住宅金融支援機構の融資

地すべり等関連住宅融資は、特別警戒区域からの移転勧告に基づく家屋の移転、代替住宅の建設、土地の取得等に必要な資金の融資を受けられます。（融資金利の優遇措置有）

②住宅・建築物安全ストック形成事業による補助

特別警戒区域にある構造基準に適合していない住宅（既存不適合住宅）を特別警戒区域から移転し、代替家屋の建設を行う者に対し、危険住宅の除去等に要する費用及び危険住宅に代わる住宅の建設に要する費用の一部が補助されます。

また、特別警戒区域内の既存建築物の土砂災害に対する建築物の安全性の向上を目的とした改修への補助制度を実施している自治体もあります。

4. 宅地建物取引における措置

特別警戒区域では、宅地建物取引業者は、特定の開発行為において、都道府県知事の許可を受けた後でなければ当該宅地の広告、売買契約の締結が行えず、当該宅地又は建物の売買等にあたり、特定の開発行為の制限に関する事項の概要について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

土砂災害防止法のあゆみ



◆平成11年

- 6月29日 「広島災害」（土砂災害発生件数325件、死者24名）
- 7月 8日 建設省防災国土管理推進本部を開催。
「総合的な土砂災害対策に関するプロジェクトチーム」の設置を決定

◆平成12年

- 2月 4日 河川審議会答申「総合的な土砂災害対策のための法制度のあり方について」
- 3月14日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」閣議決定
- 4月26日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律案」に対する
附帯決議可決
- 5月 8日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」公布（平成12年 法律第57号）

◆平成13年

- 3月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令」公布（平成13年 政令第84号）
「建築基準法施行令の一部を改正する政令」公布（平成13年 政令第85号）
- 3月30日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則」公布（平成13年 国土交通省令第71号）
- 4月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」施行
- 7月 9日 「土砂災害防止対策基本指針」制定（平成13年 国土交通省告示第1119号）

◆平成15年

- 3月31日 広島県において、全国初の土砂災害警戒区域等の指定を実施（13箇所）

◆平成17年

- 5月 2日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成17年 法律第37号）
- 6月 1日 「水防法施行規則及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令」公布
（平成17年 国土交通省令第62号）
- 7月 1日 「水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行

◆平成18年

- 9月25日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成18年 国土交通省告示第1131号）

◆平成22年

- 11月25日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成22年 法律第52号）

◆平成23年

- 1月28日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令」公布
（平成23年 政令第10号）
- 4月28日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成23年 国土交通省告示第439号）
- 5月 1日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
大規模土砂災害に対する危機管理体制の強化
「緊急調査」及び「土砂災害緊急情報」について

◆平成26年

- 8月20日 「広島災害」（土砂災害発生件数166件、死者77名（災害関連死含む））
- 11月19日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布（平成26年法律第109号）

◆平成27年

- 1月15日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」公布（平成27年政令第 6 号）
- 1月16日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成27年国土交通省令第 2 号）
「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成27年国土交通省告示第35号）
- 1月18日 「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行
基礎調査の結果の公表義務付け、土砂災害警戒区域における警戒避難体制の充実・強化等

◆平成28年

- 8月 「台風10号による社会福祉施設の浸水被害（岩手県）」（死者9名）

◆平成29年

- 3月31日 土砂災害警戒区域等指定箇所数（全都道府県487,899箇所）
- 5月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」公布（平成29年 法律第31号）
- 6月14日 「水防法等*の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令」公布（平成29年 国土交通省令第36号）
- 6月19日 「水防法等*の一部を改正する法律」施行
警戒区域内の要配慮者利用施設の避難確保計画の作成および避難訓練の実施の義務付け
※土砂災害防止法を含む
- 8月10日 「土砂災害防止対策基本指針」変更（平成29年国土交通省告示第752号）



無料

～ 健康は健口（けんこう）から ～

先着**480**名限定

訪問歯科健診

この事業は、横浜市の令和7年度在宅要介護者訪問歯科健診事業により実施します。

《事業実施期間》

令和7年9月1日～令和8年1月31日

加齢に伴う口腔機能の低下は、感染症の発症や嚥下障害など高齢者のADL（日常生活動作）に大きく影響します。

そこで、通院が困難な在宅高齢者を対象に、訪問歯科健診を行うことにより、早期対応及び口腔機能の改善を図ります。

◆実施内容

◇対象者：・市内在住で歯科健診に行くことができない75歳以上（神奈川県後期高齢者医療制度対象者）で**要介護3以上※**の方

※ **要支援1・2、要介護1・2**の方は、内科等の定期的な訪問診療を受けている場合に**本事業の対象となります**。

・現在、医療保険や介護保険において歯科に関する治療・管理を受けている方は対象外

◇内容：無料で、歯科医師によるむし歯、歯周病のチェック、お口の機能のチェック、歯科衛生士による歯みがきアドバイス等を行います。

*むし歯等の問題が見つかった場合で、診療、治療につながった場合は、保険診療となります。

◇自己負担：**無 料**

◇申込方法：下記問合せ先までお電話・申込書（裏面）に必要事項をご記入のうえFAXにてお申し込み下さい。

「訪問歯科健診」に関する問合せ・申込は金沢区在宅医療相談室

受付時間：平日（月～金曜日） 9:00～17:00

電話：045-782-5031 FAX：045-785-3401



－在宅要介護者訪問歯科健診事業－
横浜市・（一社）横浜市歯科医師会



在宅要介護者訪問歯科健診連絡表

【申込日】令和 年 月 日

申込者氏名			
患者さんとの関係	☐ 家族() ☐ 担当ケアマネージャー ☐ その他()		
電話番号		FAX番号	

利用者(患者) 氏名	ふりがな		男・女
生年月日	年 月 日 満 歳		
住 所	〒 横浜市 区		
電話番号			
介護認定	☐ 要支援1 ☐ 要支援2 ☐ 要介護1 ☐ 要介護2  ☐ 医科の訪問診療介入有無 ☐ 要介護3 ☐ 要介護4 ☐ 要介護5		
・生活保護	☐ 有 ☐ 無	・医療保険	☐ 有 ☐ 無
・障害者手帳	☐ 有 ☐ 無		
・かかりつけ歯科医	☐ 有 ☐ 無	・かかりつけ主治医	☐ 有 ☐ 無
医院・医師名	電話番号	医院・医師名	電話番号
患者さんの状態(環境) ☐ 寝たきり ☐ 寝たり起きたり ☐ 自力で移動できる ☐ 移動に介助が必要			
訪問健診希望曜日		駐車スペース	
	月 火 水 木 金 土 日	☐ 有 ☐ 無	
午前			
午後			

FAX 045-785-3401
金沢区在宅医療相談室

災害用備蓄食料の無償配布（有効活用）について

1 概要

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等、防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】申込みについてご検討をお願いします。

3 お配りする備蓄食料

(1) ビスケット 100 食入り	1,550 箱 (155,000 食) 程度
(2) おかゆ 20 食入り	950 箱 (19,000 食) 程度
(3) 保存パン 20 食入り	800 箱 (16,000 食) 程度
(4) 水缶 24 本入り	450 箱 (10,800 本) 程度
(5) クラッカー70 食入り	200 箱 (14,000 食) 程度
(6) スープ 45 食入り	150 箱 (6,750 食) 程度

【参考】

・ビスケット

- ① 1 箱当たりの食数：100 食
- ② 賞味期限：2026 年 8 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg

・おかゆ

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg

・保存パン

- ① 1 箱当たりの食数：20 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg

・水缶

- ① 1 箱当たりの本数：24 本
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg

・クラッカー

- ① 1 箱当たりの食数：70 食
- ② 賞味期限：2026 年 1 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg

・スープ

- ① 1 箱当たりの食数：45 食（卵、オニオン、みそ汁 各 15 食）
- ② 賞味期限：2026 年 7 月
- ③ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ：約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg

4 対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。

5 申込方法

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。案内チラシに掲載されている URL 又は二次元コードからアクセスいただき、必要事項を入力のうち、お申し込みください。

6 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。

7 配布日時及び配布場所

配布日は、令和7年11月19日、20日、21日、25日、26日の5日間です。時間帯としては、各日10:00～11:30、及び14:00～15:30にお配りします。

配布場所として、方面別備蓄庫や各区役所で引き渡しをします。配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっておりますので、ご注意ください。

なお、各配布場所の地図につきましては、本市ウェブサイトに掲載します。

8 注意事項

- (1) 申込みは1種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大15箱、クラッカーは最大10箱、スープは最大2箱までとします。
- (2) 申込みは1団体につき1回のみとし、2回目以降は無効とします。
- (3) 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- (4) 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- (5) 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- (6) 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- (7) 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

担当：総務局地域防災課 今野、帆高 TEL671-2011

災害用備蓄食料を 無償でお配りします！

横浜市の備蓄食料を知っていただくことや家庭内での備蓄を進めていただくこと等の防災意識の啓発や食品ロス削減の観点から、賞味期限内の備蓄食料を無償でお配りします。

1 お配りする備蓄食料

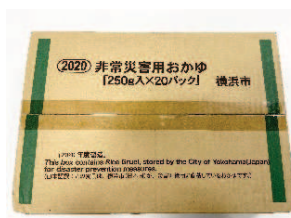
①ビスケット 1,550 箱（155,000 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：100 食
- ・ 賞味期限：2026 年 8 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×37cm×19cm／約 7 kg



②おかゆ 950 箱（19,000 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：20 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×44cm×9cm／約 5 kg



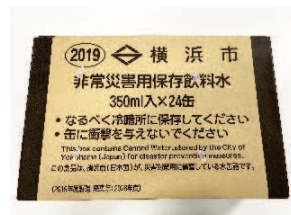
③保存パン 800 箱（16,000 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：20 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 31cm×39cm×13cm／約 2 kg



④水缶 450 箱（10,800 本）程度

- ・ 1 箱当たりの本数：24 本
- ・ 賞味期限：2026 年 7 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 27cm×40cm×13cm／約 8 kg



⑤クラッカー200 箱（14,000 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：70 食
- ・ 賞味期限：2026 年 1 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 26cm×50cm×37cm／約 7 kg



⑥スープ 150 箱（6,750 食）程度

- ・ 1 箱当たりの食数：45 食
(卵、オニオン、みそ汁 各 15 食)
- ・ 賞味期限：2026 年 7 月
- ・ 1 箱あたりの梱包の大きさ／重さ
約 30cm×30cm×18cm／約 1 kg



2 配布対象

横浜市内の法人・団体（自治会・町内会、NPO、社会福祉法人等）

- ※ 民間企業及び個人（世帯としての申込みを含む。）は対象外とさせていただきます。
- ※ 個人の方が誤ってお申し込みをされないよう、回覧板では回覧しないようご注意ください。

3 申込み・申込結果について

(1) 申込期間

令和7年9月25日（木）から令和7年10月14日（火）まで

(2) 申込方法

『横浜市電子申請・届出サービス』からお申し込みをお願いします。以下の【URL】又は【二次元コード】からアクセスいただき、必要事項を入力の上、お申し込みください。申込締切後、抽選結果を公表しますので、当選・落選の確認をお願いします。詳細は「(3) 抽選結果の公表」をご確認ください。

【URL】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/0b663bf8-ed54-4143-ac02-f70f862456ec/start>

【二次元コード】



横浜市 無償配布

検索

【必ずご確認ください】

申請完了後の画面に表示される8ケタの「**申込番号**」は、申込みの**抽選結果の確認に必要となります。「申込番号」は後から確認ができませんので、必ず控えていただきますようお願いいたします。**（右の画面が表示されます）

申請の完了

サンプル

令和7年度 災害用備蓄食料の無償配布
申込受付フォーム

申込を受け付けました。

【必ずご確認ください】
以下に表示されている「申込番号」は、抽選結果の確認の際に必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。
このページを閉じてしまうと、後から「申込番号」の確認はできなくなってしまうので、ご注意ください。

申込番号
12345678

(3) 抽選結果の公表

抽選結果（配布する備蓄品の種類、数量、配布日時、場所の情報を含む。）は、**令和7年10月27日（月）14時頃、横浜市ウェブサイトにて公表します。**

抽選結果の確認には、申込完了後の画面に表示される「申込番号」が必要となりますので、必ず控えていただきますようお願いいたします。

ウェブサイトには、次の【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

【URL】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/moshimo/wagaya/jishin/bichikuhin/yukoukatuyo.html>

【二次元コード】



4 備蓄食料の配布日時・配布場所

(1) 配布日時

お申込みの際は、次の①～⑩の配布日時のうち、第3希望までお選びください。

①	令和7年11月19日（水）	10：00～11：30
②	令和7年11月19日（水）	14：00～15：30
③	令和7年11月20日（木）	10：00～11：30
④	令和7年11月20日（木）	14：00～15：30
⑤	令和7年11月21日（金）	10：00～11：30
⑥	令和7年11月21日（金）	14：00～15：30
⑦	令和7年11月25日（火）	10：00～11：30
⑧	令和7年11月25日（火）	14：00～15：30
⑨	令和7年11月26日（水）	10：00～11：30
⑩	令和7年11月26日（水）	14：00～15：30

(2) 配布場所

配布場所は、申込団体の所在区によってあらかじめ決まっていますので、ご注意ください。

各配布場所の地図は、横浜市ウェブサイト※に掲載していますので、ご確認ください。

※ 前項「(3) 抽選結果の公表」に掲載した【URL】又は【二次元コード】からアクセスできます。

申込団体の所在区	配布場所	配布場所の所在地
鶴見区	入船方面別備蓄庫	横浜市鶴見区弁天町3-1
神奈川区		
西区	西区中央方面別備蓄庫	横浜市西区中央1-18
中区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
南区		
港南区		
保土ヶ谷区	保土ヶ谷区役所	横浜市保土ヶ谷区川辺町2番地9
旭区		
磯子区	南部方面備蓄庫	横浜市金沢区富岡東2-2-10
金沢区		
港北区	港北区役所	横浜市港北区大豆戸町26-1
緑区	緑区役所	横浜市緑区寺山町118
青葉区	青葉区役所	横浜市青葉区市ヶ尾町31-4
都筑区	都筑区役所	横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1
戸塚区	戸塚区役所	横浜市戸塚区戸塚町16-17
栄区	栄区役所	横浜市栄区桂町303-19
泉区	泉区役所	横浜市泉区和泉中央北5-1-1
瀬谷区	瀬谷区役所	横浜市瀬谷区二ツ橋町190

5 注意事項

- ア 申込みは 1 種類のみとし、ビスケット、おかゆ、保存パン、水缶は最大 15 箱、クラッカーは最大 10 箱、スープは最大 2 箱までとします。
- イ 申込みは 1 団体につき 1 回のみとし、2 回目以降は無効とします。
- ウ 備蓄食料の配送は行っていないので、必ず配布場所まで受け取りにお越しください。
- エ 備蓄食料は絶対に転売しないでください。
- オ 備蓄食料は賞味期限を確認し、期限が過ぎたものは必ず処分をお願いします。
- カ 備蓄食料の配布後に発生したごみ等は、各団体での処分をお願いします。
- キ 申込内容は、配布に向けた準備のために各区役所の総務課へ共有します。

6 問合せ先

横浜市総務局地域防災課

〒231-0005 横浜市中区本町 6-50-10 (電話) 045-671-2011

各自治会・町内会長 様

災害時要援護者名簿の提供について（お知らせ）

日頃から金沢区政の推進に御理解・御協力を賜り、ありがとうございます。

災害時に備えて各自治会・町内会で取組をすすめていただいておりますが、区が保有する情報をもとに作成した「災害時要援護者名簿」を提供することも可能です（情報共有方式）。

次のとおり、名簿の提供に関する説明会を開催しますので、名簿提供を検討される自治会・町内会の方は、ご参加をお願いいたします。

区から名簿提供を受けるとこんなメリットがあります！

- 1 より多くの災害時要援護者が把握できます。
- 2 区が毎年更新しますので、自治会・町内会で調べ直す必要がありません。
- 3 すでに独自に作成している名簿の補完としても使うことができ、より情報を充実できます。

＜災害時要援護者名簿（情報共有方式）のイメージ＞

氏名	住所	生年月日	性別	連絡先	介護	障害	その他
横浜太郎	〇〇一丁目〇番〇号	昭和 年 月 日	男	045-XXX-XXXX	○		
金沢花子	〇〇町〇〇番	平成 年 月 日	女	090-XXXX-XXXX		○	

○名簿提供についての説明会

日時・場所：

【第1回】令和7年10月9日（木）午後3時～4時

区役所5階1号会議室

【第2回】令和7年10月11日（土）午前10時30分～11時30分

区役所5階1号会議室

お申込み： **お電話又は下のFAX用の申込票で10月8日（水）まで**

連絡先： 高齢・障害支援課 788-7773

【送付先：045-786-8872（金沢区高齢・障害支援課）】

説明会参加申込票（FAX送信用）

自治会町内会名

記入者

参加人数

（役職）

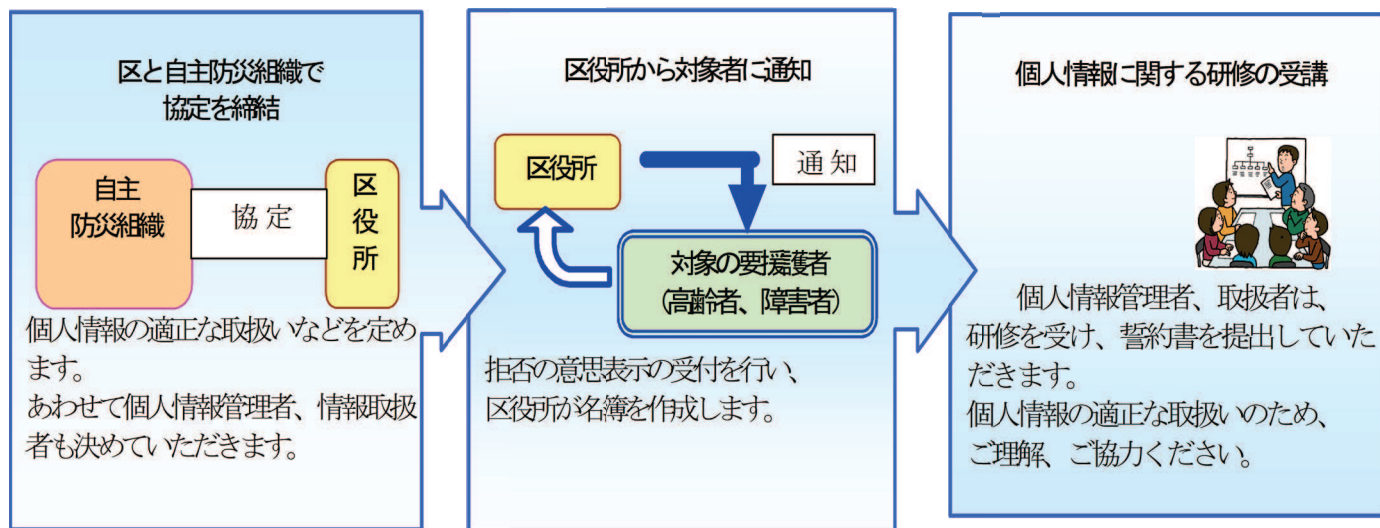
連絡先



○情報共有方式とは

要援護者からの拒否の意思表示がない限り、自主防災組織等に行政が保有する要援護者の個人情報（名簿）を提供する方式です。

○名簿提供までの手続



情報共有方式の情報提供の内容

○対象者：区役所と協定を締結した地域にお住まいの、

ご自宅で生活している方で、次のいずれかに該当する方

- ① 介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方
 - ア 要介護3以上の方
 - イ 一人暮らし高齢者、または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方
 - ウ 認知症のある方
- ② 障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている身体障害者、知的障害者、難病患者
- ③ 視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち身体障害者手帳1～3級の方
- ④ 療育手帳(愛の手帳)A1・A2の方

○区役所から提供する情報

- ①氏名 ②住所又は居所 ③生年月日 ④性別 ⑤電話番号その他の連絡先
- ⑥避難支援等を必要とする事由(「介護」、「障害」の欄を設け、印をつける)
- ⑦その他必要な事項

○情報提供先：災害時の要援護者の安否確認等に備えた日ごろからの支えあいの取組を行う、自主防災組織及び区長が認めるもの(組織)

お問合せ

金沢区高齢・障害支援課
電話 788-7773 FAX 786-8872

「明るい終活応援講座」の実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

今般、いわゆる「終活」など、人生のエンディング期に関する市民の皆様の関心が高まってきています。

より多くの方に、最後まで自分らしい人生を送るためのヒントや、終活の内容を知っていただき元気なうちから備えることの大切さを学んでいただける啓発講座を実施します。

つきましては、会長様をはじめ、役員の方など、多くの方のご参加をお待ちしております。なお、講座内容につきましては、「広報よこはま」10月号に掲載予定です。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 講座の概要

(1) 日時

令和7年12月2日（火） 14時～15時30分（13時15分開場予定）

(2) 場所

横浜関内ホール（横浜市中区住吉町4-42-1）

(3) 内容

・落語（一席）

出演：三遊亭 好楽 氏（落語家）（予定）

・終活に関する対談（終活を自分ごととして捉え、何から準備すればよいかを考える）

出演：三遊亭 好楽 氏（予定）

黒澤 史津乃 氏（株式会社OAG ウェルビーR 代表取締役）（予定）

4 ご参加いただける方

市内在住・在勤・在学の方（先着1,000名）

5 お申込みについて

【申込方法】個別に電話もしくはFAXにてお申し込みください。

電話：0120-101-350

FAX：03-6800-7769

【申込開始日時】令和7年10月14日（火）9時から

健康福祉局福祉保健課
担当 鳥海、山脇、木内
電話 045-671-3428 /FAX 045-664-3622
メール kf-chifukukeikaku@city.yokohama.lg.jp

区 連 会 資 料
地 区 社 協 事 務 局 会 資 料
令 和 7 年 9 月 1 9 日
金 沢 区 福 祉 保 健 課
金 沢 区 社 会 福 祉 協 議 会

地区連合町内会会長 各位
地区社会福祉協議会会長 各位

金沢区福祉保健課長
金沢区社会福祉協議会事務局長

**「第5期金沢ささえあいプラン（地域福祉保健計画）」
に掲載する地区活動の写真について（情報共有）**

日頃から、金沢区の福祉保健事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、「第5期金沢ささえあいプラン（地域福祉保健計画）」の策定にあたり、各地区からご提供いただいた写真をもとに、掲載案を作成しましたので共有いたします。

なお、計画に掲載している写真に加え、各地区において作成される地区別計画（リーフレット）に使用される写真の一部を、計画の概要版にも使用させていただく予定です。あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。

添付資料

- 1 第5期金沢ささえあいプラン掲載案
- 2 第5期金沢ささえあいプラン概要版案※

※ 地域活動の写真の選出は、事務局（区役所・区社協・地域ケアプラザ）にて行います。

写真は、表紙、裏表紙、地区別計画紹介のページに掲載する予定です。

【担当】金沢区福祉保健課 橋之口、平林、水野

TEL 788-7824 FAX 788-4600

メール: kz-chifukuplan@city.yokohama.lg.jp

金沢区社会福祉協議会 江本、村上、長島

TEL 788-6080 FAX 784-9011

メール: info@kanazawa-shakyo.jp

金沢ささえあい プラン



2 推進に向けた具体的な取組

推進の柱 I

つながろう

～誰もがお互いを尊重し共に支えあう地域へ～

- 様々な人が交流できる機会が増え、近所でのあいさつ・声かけによるつながりが広がっている
- あらゆる年齢、性別、障害、国籍等、様々な立場・背景のある方とつながりや交流を通じてお互いを知り、理解や認めあいが広がっている
- 日常生活の中でお互いを気にかけてあい、多様な見守りややささあいの輪が広がっている

こんな
金沢区に
なったらいいな

▶ 自分や家族で取り組めること

- ・ 隣近所の方への「あいさつ」等とおして、顔見知りをつくる **取組 1**
- ・ 身近な地域で行われている活動について知り、行事や活動に参加する
- ・ 一人ひとりの違いや個性を理解して、お互いの存在を認めあう

▶ 地域が協力して取り組めること

- ・ 誰もが参加しやすい行事や交流の場を開催する **取組 2**
- ・ 困った時はお互い様の気持ちで、ちょっとした困りごとの手伝いをする
- ・ お互いを気にかけてあい、近所の方の「様子が変わった」等に気づいたら身近な相談機関(71ページ参照)に相談する **取組 3**

▶ 区役所・区社協・地域ケアプラザの取組

- ・ 様々な立場の人が理解し合い、認め合える地域になるよう啓発や研修を行います
- ・ 地域で活動する方々と、施設や企業等の連携による、身近な地域での見守りや助け合いの仕組みづくりを支援します **取組 3**
- ・ 子どもの頃から地域に関心を持ち、参加できる機会を広げていきます **取組 4**
- ・ 困りごとを抱えている方の相談を受け止め、相談の内容に応じて部署を超えて対応できるネットワークや支援体制を構築していきます **取組 5**



▶▶▶ 金沢区で始まっている取組を見てみよう！

取組

1

隣近所とのつながりづくり

いざという時に相談をしたり、助けあうためには日頃からの隣近所の付き合いがとても大切です。

そのため、住民同士の顔見知りとなるきっかけや、つながりによる安心した地域づくりを目指してあいさつ運動が行われています。

また、登下校時や通勤時等のあいさつ運動が推奨されている地区もあり、地域での見守りや連帯感にもつながっています。



▲ 金沢谷地区
あいさつ運動



▲ 金沢シーサイドタウン地区
挨拶運動



▲ 六浦東地区
もりのお茶の間

取組

2

多世代が交流できる場づくり

町内会館などの身近な場所で行われている子育てや高齢者等の対象者別のサロンのほかに、誰もが参加できるサロン等も行われています。

また、夏祭りや運動会、ウォーキング等が区内の各地域で行われていますが、自治会対抗戦、事前申し込み不要のBBQ大会や餅つき大会、地域の子ども達による演奏やダンス等の披露、障害のある方等が製作された製品の販売等、各地区が工夫をこらし、顔見知りから一歩進んだ交流のきっかけとなっています。

ほかにも常設の居場所を通じた交流(12ページ参照)や、多様な主体によるこども食堂・地域食堂など地域における居場所づくりが広がっています。



▲ 金沢地区 BBQ大会



▲ 富岡第一地区 餅つき大会



▲ 六浦西地区
フレンドまつり



▲ 六浦地区 じゃがいも掘り

取組

3

身近な地域における多様な見守り

子どもの登下校の安全の確保や孤立等を防ぐために、各地区で多様な見守りが行われています。

例えば、登下校の時間に合わせて洗濯物を干したり、庭や玄関周りを掃除しながらの見守りや、パトロールの腕章を付けて犬の散歩を行うなどの取組があります。

そのほかにも、民生委員・児童委員（69ページ参照）による一人暮らし高齢者の見守り訪問、新聞配達や郵送業者の訪問や外回りのある企業と連携した見守りも始まっています。



▲金沢地区 配食サービス



▲富岡第一地区 お元気ですかコール



▲民生委員による訪問の様子



▲富岡第二地区 小学生の通学支援



▶郵便局の見守りステッカー

地域による皆さんの居場所「つながりステーション」

コミュニティサロンは、いつでも、誰でもふらっと立ち寄れる「地域による皆さんの居場所」です。

金沢区では、「ヨコハマ市民まち普請事業」や「空き家等を活用した『茶の間』支援事業」等で開設した10か所のサロンと区役所が協働契約を締結し、「つながりステーション」という連絡会を結成しています。

それぞれでサロンで、多くのボランティアにより、多世代が交流する食事会、子育て支援、認知症の方々の支援など地域活動を展開しています。

また、定期的に連絡会を開催してサロン間で情報交換し、持続可能なサロン運営を目指しているほか、いきいきフェスタに「つながりステーション」として出店し、区民への周知を図るとともに、サロン同士のつながりを強めています。



▲連絡会の様子



▲いきいきフェスタでの事業PRの様子



▲各サロンを紹介したガイドブック「かな・サロ」

健やか子育て連絡会

平成17年に開始した、養育者・地域・関係機関・行政からつくる金沢区の子育て支援ネットワークです。連絡会では「金沢区子育て支援の協働の指針」を策定し、それぞれの役割を確認しながら、顔の見える関係・連携を深め、子育ての課題を共有し、子育てしやすい地域づくりを進めています。

第5期金沢区子育て支援の協働の指針（令和8～12年）では、親子が欲しい情報が見つかる発信の仕組みづくり、親子が出会える地域の居場所づくり、子育てを温かく見守る地域づくり、持続可能な子育てを支えるネットワークづくりを進め、基本方針である「こどもの健やかな育ち・心地よい子育て」を支えています。

▶「第5期金沢区子育て支援の協働の指針（令和8～12年）」

後送



▲情報：とことん通信



▲ネットワーク：地区別子育て連絡会



▲多世代交流：サロン



▲居場所：子育てサロン

●問合せ先「子ども家庭支援課」72ページ参照

取組

3

みんながつながる
憩いの場
～移動販売～

▲東谷津のグランダムマーケットの様子

近くに店舗がない、坂が多い等の理由で高齢になって買い物に困っているといった地域課題を解決するため、地域ケアラザ、区社協、区役所と事業者による話し合いを経て、買い物支援として移動販売の取組が金沢区で広がっています。買い物場所が便利になっただけでなく、買い物場所が地域住民の交流や緩やかな見守りの場所にもなっていて、地域のコミュニケーションが育んでいます。

●問合せ先「高齢者支援担当」72ページ参照

自立をサポートします



▲制度に関するリーフレット(左)と相談の様子(右)

「税金や保険料が払えない」「家賃が払えなくなりそう」「仕事がなかなか見つからない」「やりくりがうまくいかない」等の経済的な不安や心配を抱えている方はいませんか？

区役所には相談できる窓口があります。一人ひとりに寄り添い、一緒に考えながらサポートしています。生活にお困りの方がいらっしやいましたら、ご相談ください。

●問合せ先「生活支援課」72ページ参照

推進の柱

II

ふみだそう

～誰もが活躍できる場やきかけが広がる～

こんな
金沢区に
なったらいいな

- 地域活動やボランティア活動に参加する人が増えている
- 個人・団体・地域が、お互いの立場や考え、気持ちを理解しあうことで活動が広がっている
- 多くの人がそれぞれにできることに取り組み、活動を支援する仕組みを活用することで活動しやすい地域になっている

▶自分や家族で取り組めること

- ・空いている時間を活用し、自分にできそうなことをやってみる **取組1**
- ・知り合いに誘われたり、お願いをされたら、一緒に手伝いをしてみる
- ・活動に参加してみても良かったことや感想を、隣近所や親しい人に伝える

▶地域が協力して取り組めること

- ・自分達の活動や、活動することの楽しさについて積極的に発信する
- ・新しく活動に参加された方を温かく受け入れる
- ・参加者にも簡単な役割を担ってもらえるなどの工夫をし、活動が一部の方たちの負担にならないように役割分担を意識して進める **取組2**

▶区役所・区社協・地域ケアプラザの取組

- ・得意なこと・興味があることをきっかけとした地域活動につながるための講座の開催やコーディネートを行います **取組1**
- ・活動団体や担い手が活動を継続できるように相談に応じるほか、助成金の交付や交流会の開催等の支援を行います **取組3**
- ・広報紙やSNSを通じて活動の周知に取り組みと共に新たな担い手の発掘を進めます

「あなた」に
できそうなことはあるかな...

ボランティアに限らず
趣味や特技も生かして
ふみだしてみよう！
ぜひかけは身近に
沢山あるよ！



▶▶ 金沢区で始まっている取組を見てみよう！



取組

1

多様な活動のきっかけづくり

地域ケアプラザでも身近な地域活動をはじめめるきっかけとなる各種講座やボランティアの募集が行われています。

また、活動の担い手不足が課題となっている中で、地域活動に参加された方に次の行事を手伝っていただくようにお誘いしたり、子育てサロンに来ていた子ども達が就学後にジュニアボランティアとして、子育てイベントを盛り上げてくれるといった参加者から担い手につながる工夫が始まっています。



▲ 親子向け講座におけるボランティア（富岡東地域ケアプラザ）



▲ 花植えボランティア「はまみらい」（泥亀地域ケアプラザ）



▲ 釜利谷地区ちよいボラによる地域支え合い運動



▲ 金沢南部地区こどもボランティア

取組

2

みんなで役割分担

活動を楽しむ続けるためには一部のの人に負担が集中しないように、みんなで役割分担することが重要です。

空いている時間や頻度なく活動ができるよう時間や頻度をあらかじめ伝えたとボランティアを募ったことで協力者が増えた所もあります。

また、イベントの周知チラシの作成を絵が得意な中学生に依頼をする、広報についてはSNSを使い慣れている世代にお願いするといった役割分担が進められています。

そのほかにも、お祭り等で人手を要する調理については近隣の飲食店に出入店を依頼する、不足する神輿の担ぎ手を区内の大学生に依頼するといった工夫も広がりを見せています。



▲ 金沢中部地区大学生の神輿の担ぎ手



▲ 金沢東部地区ボランティアの発掘



▲ 六浦東地区 みどりアップ



▲ 能見台地区一斉清掃



▲ 六浦地区平潟湾クリーンアップ

地域の活動者に聞いてみました！

活動に参加したきっかけは？

- ・近所の方に誘われたから
- ・役員が順番で回って来たから

活動してみても良かったことは？

- ・意外と楽しかった
- ・友達や知り合いができた
- ・子ども達とのふれあいが嬉しい
- ・自分の居場所ができた
- ・健康的になり、病気をしなくなった

これから活動される方・悩んでいる方へのメッセージ

- ・誘われたらまずは参加してみたい
- ・楽しみながら参加して欲しい、そして時間に余裕ができたからできることを少しずつで良いので手伝ってくれたら嬉しい



▲ 金沢南部地区 文庫小学校見守り隊



▲ 登校時の見守り

毎日、私たちのためにありがとうございます！

雨の日も立っていてくれるので、安心です。

▶▶▶ 上手く連携をするコツ

- ☐ 自分達の活動を発信しよう
- ☐ 相手の活動を知りましょう
- ☐ 相手の考え方や活動を尊重しましょう
- ☐ できる限り、相手の活動と重ならない日を設定しましょう
- ☐ 一緒にできそうなことがあれば、まずは一歩踏み出してみよう

誰もが利用できる活動・相談の場

地域ケアアブラザってどんな所？

地域ケアアブラザは、地域の誰もが利用できる横浜市独自の施設です。小さな子どもから高齢者まで、障害の有無に関わらず誰もが安心して暮らせるよう、身近な生活の相談窓口であるとともに、よい地域づくりに向けた取組を行っています。また、福祉保健活動団体への部屋の貸出やボランティア活動の支援も行っています。



▲ 障害者余暇支援事業（並木地域ケアアブラザ）「青年学級Hello!料理クラブ」



▲ セラピー犬とのふれあい（金沢地域ケアアブラザ）「今日は犬の日」

金沢区内には、
①並木、②富岡東、③富岡、
④能見台、⑤泥亀、⑥金沢谷、
⑦西金沢、⑧柳町、⑨六浦、⑩西柴
の10か所の地域ケアアブラザが
あります。

● 問合せ先「地域ケアアブラザ」
72ページ参照



▲ 誰もが楽しめる交流の場（西金沢地域ケアアブラザ）「だれでもカレー・だれでもポッチャ」



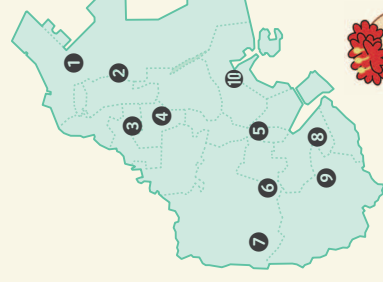
▲ 肺活量の訓練や認知症予防（富岡地域ケアアブラザ）「楽しい大人の鍵盤ハーモニカ」



▲ 地域の誰もが気軽に立ち寄れる場（西柴地域ケアアブラザ）「みなと茶房」



▲ 障害者余暇支援事業（柳町地域ケアアブラザ）「おひさま広場」



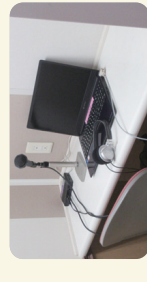
福祉保健活動拠点ってどんな所？

金沢区福祉保健活動拠点は、いきいきセンター金沢（住所：泥亀1-21-5）にあり、区民の自主的な福祉活動、保健活動等のための場の提供及びボランティアの育成・相談・支援等を行っています。

多目的研修室、団体交流室、対面朗読室、編集室、点字製作室、録音室のほか地域ケアアブラザとの共有スペースであるボランティアコーナー等があり、区内で福祉保健活動を行っている団体等が利用できます。



▲ 団体交流室



▲ 録音室

● 問合せ先
「区社協」72ページ参照

推進の柱 Ⅲ

いきいきと

～みんなで健康づくりに取り組みいきいきとしたまちへ～

- 様々な媒体や機会を通じて健康づくりに役立つ情報が提供されている
- 誰もが自分らしい生活を送るために自分ができることに取り組んでいる
- 身近な地域の中で、つながりを通じた健康づくりの場や機会が充実している

みな
金沢区に
なったらいいな

▶自分や家族で取り組めること

- ・ 定期的な外出や、他者との交流の機会を持つ
- ・ 自分や家族の健康に関心を持ち、定期的な健診の受診、運動や食生活の維持・改善などの健康づくりに取り組む
- ・ 相談先を把握し、困った時は一人で悩まずに身近な人や相談機関に相談する(相談先は71ページ参照)

「あなた」に
できそうなことはあるかな？

.....

.....

.....

.....

▶地域が協力して取り組めること

- ・ 身近な場所で行われているサロン等に健康づくりの要素を加える
- ・ 交流をおとしてみんなで楽しめる健康づくりの機会を設ける
- ・ グループで活動する際は、一部の人が負担が偏らないように役割分担を進める

楽しむこと、
続けやすいことが
大切だね！



▶区役所・区社協・地域ケアプラザの取組

- ・ 地域の活動団体や担い手と連携して、身近な地域での健康づくり活動を広げます
- ・ 地域の健康づくり活動が継続できるよう、運営の後方支援を行います
- ・ 認知症等になってもその人らしい生活が送れるように普及啓発を進めます

取組 4

取組 3

▶▶ 金沢区で始まっている取組を見てみよう！



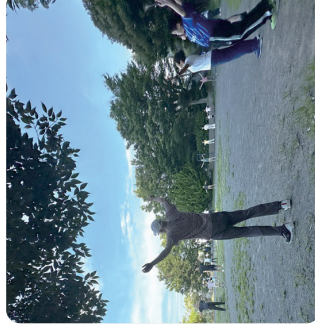
取組

1

身近な場所での健康づくり

地域の公園や町内会館等でラジオ体操や健康体操、グラウンドゴルフ等の取組が行われていますが、身近な場所での活動が継続の秘訣となっています。

また、金沢区の豊かな自然を生かしたウォーキング大会や、芋掘り・みかん狩りも行われており、金沢区の新たな魅力や素敵な場所を発見する機会にもなっています。



▲ 富岡第三地区 ラジオ体操



▲ 富岡第二地区 かめめ体操

取組

2

交流をおとしてみんなで健康づくり

世代を超えてみんなで楽しめるスポーツが区内でも広がってきています。

特に「ポッチャ」は子どもから高齢者までの誰もが気軽に楽しめるスポーツとして、地区内のサロンやイベント時にも体験や練習を行う機会が増えています。また、日頃の練習の成果を発揮する機会として大会が開催されている地区もあり、応援にも熱が入り盛り上がりを見せます。

そのほか、スポーツを通じた障害児との交流事業も始まっています。

▲ 金沢シーサイドタウン地区
楽しいスポーツ▲ 金沢中部地区
ポッチャ大会に向けた練習風景

▲ 六浦西地区 ウォークラリー

column
コラム

情報をどう届ける！？

令和5年度に実施した金沢区区民意識調査では、情報については広報よこはまや回覧板等の紙媒体から収集している方が多かったです。一方、SNSの普及によりターゲット層に応じた情報発信も進んでいます。またICT（情報通信技術Information and Communication Technologyの略で、情報を収集、処理、保存、伝送するための技術の総称）を活用することで、自治会町内会の負担軽減の取組も進められています。

様々な広報媒体の充実



▲ 金沢東部地区 地区社協ホームページ
広報誌・中学生ボランティア募集チラシ



▲ 自治会町内会の掲示板



▲ 能見台地区
広報誌・
各種イベントちらし



▲ 富岡第三地区
富岡北部町内会ホームページ



▲ 金沢シーサイドタウン地区 公式X



▲ 能見台地区 公式instagram



紙媒体とデジタル媒体を
組み合わせて
広報しているよ。
SNSは多くの人に情報が
タイムリーに届くね。

SNSを
活用した
情報発信

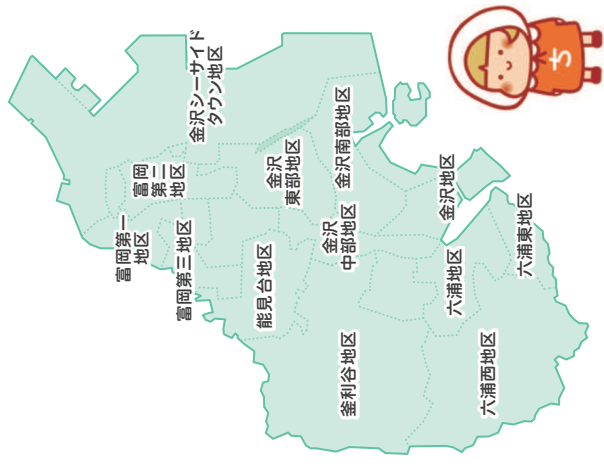
第5期地区別計画の内容

3章

地区別計画は、生活の中での困りごとや地域の課題に対して、地域の方々を中心に取り組む計画です。区内13の連合自治会町内会のエリアで地区別計画を策定し取組が進められています。

地区名	人口	世帯数
富岡第一	8,751	4,135
富岡第二	7,025	3,798
富岡第三	9,791	4,639
能見台	12,403	5,222
金沢シーサイドタウン	19,210	9,792
金沢東部	10,301	4,771
金沢中部	11,713	6,086
金沢南部	13,152	6,884
金沢	15,552	8,489
六浦東	5,885	3,112
六浦	13,697	7,493
六浦西	25,081	12,335
金沢谷	29,920	14,314

出典) 横濱市ポータルサイト
「町丁別年齢別男女別人口」令和7年3月時点
※人口及び世帯数は町・丁目単位の統計数値に基づき算出したものであり、実際の地区の数値とは異なります。



地区社会福祉協議会（地区社協）とは？

地区社協は「自分たちの地域は、自分たちで良くしていこう」という思いで組織された任意団体で、それぞれの地域の特性を生かした活動を行っています。金沢区には概ね連合町内会単位に140の地区社協があり、地区別計画の策定・推進を通じてより良い地域づくりを進めています。

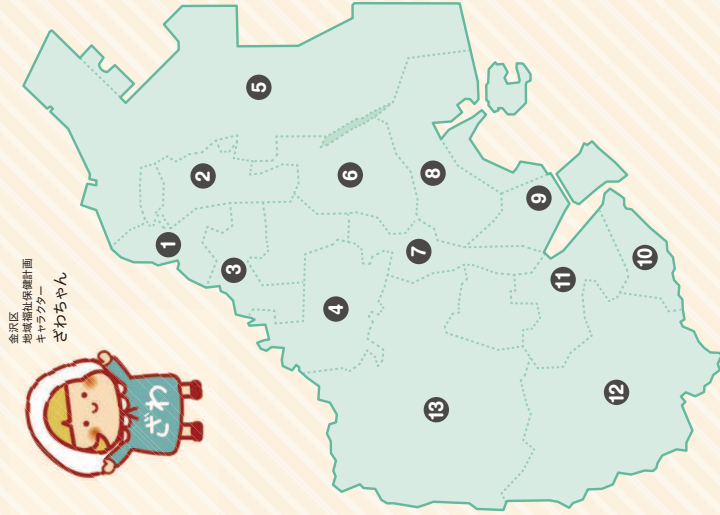
メンバー

- 自治会町内会
- 民生委員・児童委員
- 主任児童委員
- 保健活動推進員
- 食生活等改善推進員（ヘルスメイト）
- 青少年指導員
- スポーツ推進委員
- 環境事業推進委員
- シニアクラブ
- 子ども会
- 学校
- 等

各地区の計画

自分たちの地域は、自分たちで良くしていきたいですね！

身近な地域ごとに計画を策定し取り組んでいきます。
各地区のキャッチフレーズや目標をご紹介します。



金沢区
地域別健康計画
中核マップ
ざわちゃん

② 富岡第二 地区

広げよう！笑顔であいさつ近所の輪

- 健やかな子ども、青少年を育てます
- いろいろな行事を通じて、地域の連携をつくっていきます。
- 地域で健康づくりを進めます
- 顔の見えるまちづくりを進めます
- 地域のさまざまな活動を広く周知します

③ 富岡第三 地区

誰もが安心して暮らせる「まち」にしよう

- 高齢者が安心して暮らせる「まち」
- 世代を超えて支え合う「まち」
- 子育てで青少年育成に努める「まち」
- 地域活動の周知に努め、次世代につなぐ「まち」
- 地域の安全安心に取り組む「まち」

④ 能見台 地区

優しく、心豊かな子どもの成長を育み 高齢者にやさしい街 能見台

- 笑顔あふれる街
- 助け合える街
- 地域情報が共有できる街
- 協力し合える街
- 安心して暮らせる街

① 富岡第一 地区

ささえあい みんなの顔が見える街

- 世代を超えて気軽に交流し合える地域づくり
- 高齢者・障害者が安心して暮らせるまちづくり
- 子どもを見守る地域づくり
- 安全で安心できるまちづくり
- 広報・啓蒙人材育成
- きれいなまちづくり

⑥ 金沢東部地区 地区

♡HappyArea♡～超高齢&少子社会を見据え～ 明るく元気で楽しく暮らせる地区に

- 子育て支援
- 子育てママ・パパへのサポート
- 高齢者支援
- いきいきライフへのサポート
- 地理格差解消のための取組
- ♪なんだ坂 こんな坂♪

⑦ 金沢中部 地区

出会い・ふれあい・支えあい ～誰もが安心・安全に暮らせるまち～

- 見守り・助け合う安心安全のまちづくり
- 出会いときっかけで交流する地域づくり
- ふれあい・つながる支えあいの仲間づくり
- 情報共有・発信し人を育む仕組みづくり

⑧ 金沢南部 地区

南部地区全員参加のまちづくり

- 子育てを応援し、こどもの健全な育成を見守る地域
- 高齢者・障がい者が安心して元気に暮らせる地域
- 事故や災害に強い地域
- つながりを大切にする地域
- 健康で暮らせる地域
- きれいで気持ちよく暮らせる地域

⑨ 金沢 地区

あいさつで隣近所の支えあい

- 子育て世代から高齢者まで誰もが集い、支えあえる地域づくり
- 地域活動に多くの人が関われる地域づくり
- 誰もが安心して安全に暮らせる地域づくり
- 住民同士の「つながり」による安心できる地域づくり
- 訪れたい、住み続けたいと思える魅力ある地域をPR

⑩ 六浦東 地区

誰もが住みよい支え合いの街 六浦東

- 世代を超えて気軽に交流しあえる地域づくり
- 健やかな子ども・青少年を育てます
- 地域活動にみんなが参加します

⑪ 六浦 地区

支えあい 学びあい 笑いあい 三つの「あい」ある六浦へ

- 地域でいきいき楽しい老後
- 楽しい仲間づくり
- 子育てしやすい環境づくり
- 子どもから高齢者までみんなが集まる
- 社協の取組をわかりやすく伝える
- 抱い手不足の解消
- 安全・安心なまちにするためにみんなの力をあわせる

⑫ 六浦西 地区

チーム六浦西～こんなときこそ、つながろう！ このまちと、このまちの人たちと～

- 世代や立場をこえて、交流できるまち
- 子どもと子育てにやさしいまち
- 人生100年時代 健康的に生きがいをもって過ごせるまち
- 日常のつながりから災害に備え安心安全なまち

⑬ 釜利谷 地区

誰もが安心して暮らせるまち 認め合い、助け合い、笑顔あふれる釜利谷

- 健康づくりで元気に暮らそう
- 高齢者の暮らしのために
- 子育てを応援します
- 青少年の育成のために
- 障がい児者の暮らしのために
- みんなをつくる住みよいまち

「お悔やみ窓口」を開設します（情報提供） ～御遺族が行う手続をお手伝いします～

1 趣旨・概要

横浜市では、御遺族の負担軽減を図るため、令和 6 年 1 月から一部区役所（鶴見区、瀬谷区）において、「お悔やみ窓口」を試行的に設置しています。

試行設置の結果を踏まえ、このたび、10 月と 12 月の 2 回に分けて「お悔やみ窓口」を全区役所に設置（別添「記者発表資料」参照）しますので、金沢区の状況について御説明します。

「お悔やみ窓口」とは？

お亡くなりになった方や御遺族の状況に応じて必要な手続をお調べし、申請書作成の補助や窓口の案内等を行う専用窓口のことです。

2 依頼事項

【区連長】御承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】資料を送付しますので、定例会等で情報提供をお願いします。

3 金沢区の開設時期・開設場所

令和 7 年 10 月 15 日（水）【区役所 1 階 売店跡地】

※10 月 8 日（水）から予約受付開始

4 利用できる方

金沢区に住民登録があった方の御遺族

5 窓口受付時間

区役所開庁日と同じ（土曜開庁日を除く）

8 時 45 分から 17 時まで

※御利用には原則として予約が必要です

【予約枠（1 枠 1 組）】

① 9 時 00 分～ 9 時 50 分

② 10 時 30 分～11 時 20 分

③ 13 時 30 分～14 時 20 分

④ 15 時 00 分～15 時 50 分



設置予定場所：区役所 1 階売店跡地

6 利用方法

4 営業日前の 16 時までには次のいずれかの方法で御予約ください。

- ・ウェブサイト：横浜市電子申請・届出システム（24 時間対応）
- ・電話：045-788-7897（平日 8 時 45 分から 17 時 15 分まで）

※上記のいずれも予約受付開始の 10 月 8 日から運用開始予定です。



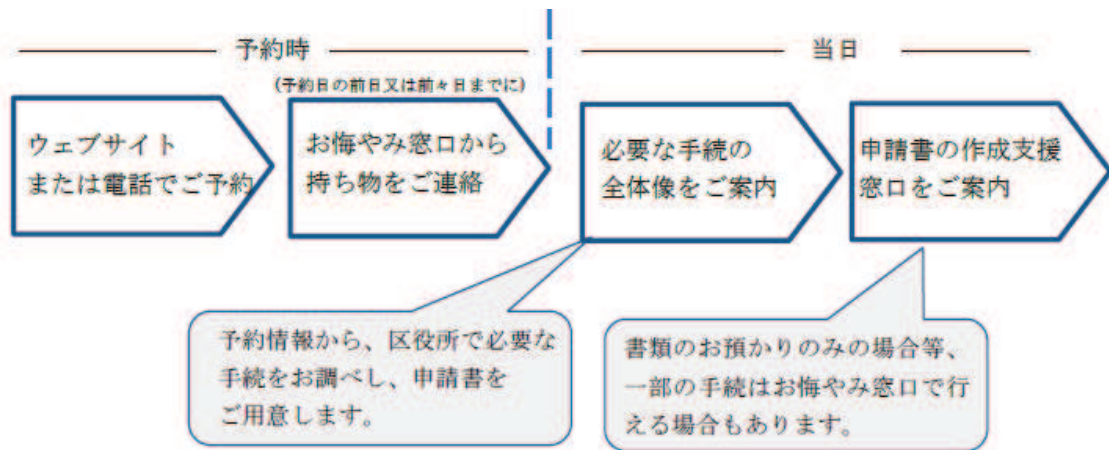
※詳細はウェブページをご覧ください。

お悔やみ窓口について

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/kojo/okuyamimadoguchi.html>

※御予約の際、お亡くなりになった方のお名前、生年月日、住所、死亡日、死亡届出日等をお伺いします。事前にお調べのうえ、御予約ください。

7 お悔やみ窓口の流れ



金沢区役所戸籍課登録担当

TEL：045-788-7734

Email：kz-koseki@city.yokohama.lg.jp

金沢区役所総務課予算調整係

TEL：045-788-7707

Email：kz-somu@city.yokohama.lg.jp

お悔やみ窓口を全区役所に設置します

—ご親族を亡くされた際の手続をお手伝いします—

横浜市では、ご遺族の負担軽減を図るため、令和6年1月より一部区役所にて、お亡くなりになられた方やご遺族の状況に応じて必要な手続をお調べし、申請書作成の補助や窓口の案内等を行う「お悔やみ窓口」を試行的に設置しました。

試行設置の結果を踏まえ、このたび、10月と12月の2回に分けて「お悔やみ窓口」を全区役所に設置します。

1 開設時期

【10月開設】神奈川区、中区、港南区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、戸塚区

予約受付開始：10月8日（水）

予約者の対応開始：10月15日（水）

【12月開設】西区、南区、保土ヶ谷区、旭区、港北区、都筑区、栄区、泉区

予約受付開始：12月9日（火）

予約者の対応開始：12月15日（月）

2 窓口受付時間

区役所開庁日と同じ（土曜開庁日を除く）

8時45分から17時まで（ご利用には原則として予約が必要です）

【予約枠（1枠1組）】

- ① 9時00分～9時50分
- ② 10時30分～11時20分
- ③ 13時30分～14時20分
- ④ 15時00分～15時50分

3 利用方法

お亡くなりになった方が住民登録をしていた区でお手続ができます。

4営業日前の16時までに次のいずれかの方法でご予約ください。

- ・ウェブサイト（横浜市電子申請・届出システム）
- ・電話（電話番号は区役所ごとに異なります。）



お悔やみ窓口について

※詳細はウェブページをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/todokede/kojo/okuyamimadoguchi.html>

※ご予約の際、お亡くなりになった方のお名前、生年月日、住所、死亡日、死亡届出日等お伺いします。事前にお調べのうえ、ご予約ください。

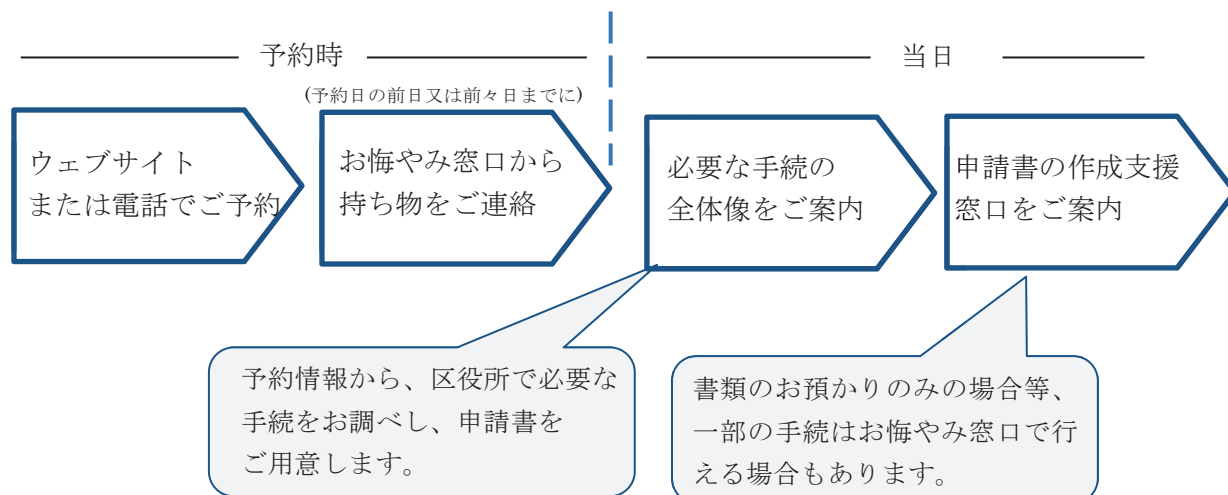
裏面あり



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷

4 お悔やみ窓口の流れ



(参考) お悔やみ窓口のモデル実施

令和6年1月から、鶴見区と瀬谷区でお悔やみ窓口のモデル実施を行いました。

ご遺族の方々からは、「お悔やみ窓口スタッフがいなかったら、手続きに何倍もの時間を要していたと思う。本当に助かった。」「手続きが続く中、寄り添っていただけて精神的に安心して進められた。」といった声が寄せられています。



<鶴見区お悔やみ窓口>

お問合せ先	
市民局窓口サービス課担当課長	小林 真紀 Tel 045-671-3471



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



お試し用トイレパックの自治会・町内会への配布について【情報提供】

1 事業の趣旨

本市では災害時のご自宅のトイレ対策として、ご家庭のトイレが使えない時に使用するトイレパック(凝固剤と処理袋のセット)の備蓄をお願いしています。

昨年度に続き今年度も、地域にお住まいの皆様にトイレパックをお試しいただき、災害備蓄品として備えていただくきっかけとしていただくため、希望する自治会・町内会の皆様にお試し用のトイレパックを配布します。

なお、配布するトイレパックは本市で災害時のトイレ対策として備蓄していた、品質保証期間が令和8年度までのトイレパックとなります。

自治会・町内会の皆様のお申込みをお待ちしています。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合会議で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、配布を希望される場合は、横浜市電子申請・届出システムによりお申し込みください。

3 トイレパック配布の概要

(1) 配布するトイレパックについて

品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。トイレパックがどういうものを体験していただくため、お試し用として配布します。

(2) 配布個数

凝固剤1袋と処理袋1袋で1セットです。

1 団体あたり 200 セット(1箱)をお渡しします。

※100 セット入りの箱を2つお渡しする場合があります。

※希望数が在庫数を超える場合には抽選とさせていただきます。

(3) 申込期間

令和7年 10 月 17 日(金)～10 月 23 日(木)

(4) 申込方法

横浜市電子申請・届出システムによる申込

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

上記申込ページは、令和7年 10 月 17 日以降に閲覧いただけるようになります。

※電話・FAX・メール・郵送でのお申込みはお受けできません。



(5) 配布期間

令和7年 11 月 17 日(月)～11 月 29 日(土)

(6) 配布場所

各区の資源循環局収集事務所(お申し込み後に決定通知書によりお知らせします。)

※配送等はいりません。引き取りにきていただきますようよろしくお願いいたします。

4 留意事項

○品質保証期間が令和8年度までのトイレパックです。

○備蓄用としてではなく、お試用としてご活用ください。

5 添付資料

トイレパック体験しませんか(チラシ)

資源循環局街の美化推進課

担当 折本、森

電話 045-671-2555 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

お申込み
10/17(金)
～
10/23(木)

受取期間
11/17(月)
～
11/29(土)

お試し用

トイレパック 体験しませんか！

横浜市備蓄品トイレパック
(品質保証期間:令和8年度まで)
をお譲りします

横浜市では、災害時のご自宅でのトイレ対策として、トイレパックの備蓄をお願いしています。
備蓄されていない方に体験していただきご自宅での備蓄につなげていくため、横浜市の災害備蓄品の
トイレパック(品質保証期間:令和8年度まで)を、皆様のお試し用として配布させていただくこととしました。
ぜひこの機会に一度トイレパックを体験してみてください。

● 配布対象

横浜市内の自治会・町内会

お渡しするトイレパックのイメージ➡

● 配布物

品質保証期間が令和8年度までのトイレパック

※品質保証期間が経過した場合でも直ちに使用できなくなるもの
ではありませんが、速やかに使用してください。

※不具合があっても交換・追加配布等に応じることはできません。

※お配りするものは凝固剤と汚物処理袋が1セットずつ小分けに
なっているものではありません。

● 申込可能数

1団体 200セット (200セット/1箱)

※箱の大きさ:約縦40cm×横30cm×高さ27cm

※箱の重さ:約4kg

※100セット入りの箱×2でお渡しする場合があります。

● 受取場所

資源循環局収集事務所のうち、指定された場所

※ お申込みいただいた後、受け取っていただく場所をご連絡します。

※ 配送等は行っておりません。

※ 備蓄用にはしないでください。 ※ 転売など、お試し体験以外の利用はご遠慮ください。



★ 1セット

・凝固剤 1個 ・汚物処理袋 1枚

(お配りするものは小分けになっていません)

収集事務所の
場所はこちら➡



お申込み方法は、裏面をご覧ください。 お問合せ先 資源循環局街の美化推進課 Tel 045-671-2555

トイレパックとは？

Q. トイレパックってなに？

断水や給排水の破損などの理由でご家庭のトイレが使えない時に、家庭のトイレなどに設置して使用する「凝固剤」と「処理袋」のセットです。使用後はジェル状になるタイプが多いです。

Q. どこで買えるの？

ホームセンターや大型スーパー・ドラッグストアなどで購入できます。

Q. いくつ用意しておけばいいの？

最低でも「ひとり1日5回×3日分×ご家族の人数分」の備蓄をしましょう。できれば7日分の備蓄をお願いします。

Q. 災害時、使い終わった後はどうやって処理すればいいの？

トイレパックだけを袋にまとめて、燃やすごみの収集日に出してください。（今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください。）

お試用トイレパックの使い方

ステップ1



洋式便器に黒い袋をかぶせる

ステップ2



用を足したら凝固剤を振りかける

ステップ3



黒い袋は縛って燃やすごみに出す

※ 今回配布するお試用は、黒い袋ごと他の燃やすごみと一緒に半透明の袋に入れて出してください

※ 固まらない場合もトイレには流さず、燃やすごみに捨ててください

ワンポイントアドバイス

便器に黒い袋をかぶせる前に、もう1枚袋をかぶせましょう。使用済みの袋を捨てる時に、便器の水で濡れるのを防げます。

凝固剤を振りかけた後はしっかりと混ざるようにしてください。トイレットペーパーも黒い袋の中に入れます。

お申込み方法

● 横浜市電子申請・届出システムからお申込みください

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/c7a39ee9-c4c9-4ca5-979b-f8fb39d7b339/start>

電話やFAX、メール、郵送でのお申込みは受け付けておりません。



● お申込み期間 令和7年10月17日(金)～10月23日(木)

● 受取決定

ご指定いただいた連絡先に、11月4日(火)頃までに受取決定等(抽選となった場合は当選・落選の別)のご連絡をさせていただきます。全体の希望数が在庫数を超える場合は抽選とさせていただきます。

● 受取期間 令和7年11月17日(月)～11月29日(土)

(日曜日を除く、各日午前9時から午後4時 ※ 午前11時30分から午後1時30分を除く)

受取場所は、こちらから指定させていただきます。

見て、聞いて、体験できる

第22回

フォーラム KANAZAWA 2025

金沢区生涯学習交流会



楽しいこと、
見つけに来てね

11月2日は区役所が
面白い

区役所で待ってます

生涯学習を実践している『街の先生』『登録団体』が日々の成果を発表します
見て・聞いて・体験して、自分にあった【学び】【あそび】を見つけてください

日時 2025年11月2日（日）10：00～15：00

場所 金沢区役所

※ 入場無料！（一部実費精算有）

※ 出展・出演の詳細は裏面をご覧ください

主催：金沢区生涯学習交流会実行委員会

共催：金沢区役所

問い合わせ：金沢区民活動センター

TEL：788-7803 FAX：789-2147

※駐車場の減免は適用されません。



『街の先生』『登録団体』 出展・出演一覧



①【展示ブース】 1階 ロビー

不登校・引きこもりの相談	フレンドリースペース金沢
子供らと作る郷土史音楽劇	金沢区舞台芸術サークル「潮の音」
お祭りの笛を一緒に吹こう	小早川 誠
乳がんについて学ぼう	伊久美 知佳

②【展示ブース】 2階 廊下

日本民謡の数々	金沢民謡協会
嵯峨御流いけばなの魅力!!	城戸 知恵甫
ミニハーブを弾いてみよう	佐久間みすず
オカリナで音楽を楽しもう	大城 恵

③【展示ブース】 2階 公会堂1・2号会議室

歩いて見て聞く横浜金沢	NPO 法人横浜金澤シティガイド協会
パソコン・スマホの操作	悠遊パソ金沢
直木賞作家達の楽しいお話	南国忌の会
スタッキングで楽しもう!	スタッキングの会 金沢
Let's エンタメ文化協会	NPO 法人 横浜金沢文化協会
史跡文人墨客の俤を訪ねる	金沢区の文学と歴史愛好会
地元金沢の歴史を学ぼう!!	金沢区生涯学習“わ”の会
楽しいふろしきラッピング	本田 睦美

④【じっくり体験】 2階 公会堂リハーサル室

思い出おしゃべりカフェ♪	10:00~11:00	まきえ先生
イスヨガ♪楽々体力アップ	11:00~12:00	まきえ先生
遺言書の全てを伝える講座	12:00~13:00	石川 秀俊
嵯峨御流いけばなの魅力!!	13:00~15:00	城戸 知恵甫

⑤【じっくり体験】 2階 公会堂和室

不登校・引きこもりの相談	10:00~12:00	フレンドリースペース金沢
乳がんについて学ぼう	13:30~14:30	伊久美 知佳

⑥【演技・演奏スタジオ】 2階 公会堂多目的室

潮の音第17回公演から抜粋	10:05~10:45	金沢区舞台芸術サークル「潮の音」
お祭りの笛を一緒に吹こう	10:45~11:05	小早川 誠
心に響くオカリナの音色を	11:05~11:45	大城 恵
Let's エンタメ文化協会	11:45~12:25	NPO 法人 横浜金沢文化協会
ハーブと朗読のコラボ	12:35~13:15	佐久間みすず
お祭りの笛を一緒に吹こう	13:15~13:35	小早川 誠
日本民謡の数々	13:35~14:15	金沢民謡協会
声の魅力を伝える発声法	14:15~14:55	石川 秀俊

⑦【こども・おとなのあそび場】 2階 区民活動センター

みんなで体験! あそぼう!	金沢区保育ボランティアクラブ
富岡空襲10年越しのバトン	金沢区舞台芸術サークル「潮の音」
金沢区つながる学びの未来	まちの応援団
片づけのクセをみつける	菊池 真美
絵と工作をして遊ぼう!!	飯村 さち子
つくってたのしいおりがみ	まきえ先生

⑧【こども・おとなのあそび場】 泥亀公園

Let's エンタメ文化協会	NPO 法人 横浜金沢文化協会
----------------	-----------------

⑨【アウトドア体験】 野外 (1階で受付)

歩いて見て聞く横浜金沢	NPO 法人横浜金澤シティガイド協会
-------------	--------------------

※街歩きコース ①11:00 出発~12:30 解散
②13:00 出発~14:30 解散
両コースとも先着 10 名

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」 申請期限延長にかかるお知らせについて【お知らせ】

1 事業の趣旨

「地域の防犯力向上緊急補助金」及び「自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金」について、申請期限を延長することとし、各自治会町内会・地区連合町内会に向けて 8 月下旬に郵送にて情報提供させていただきました。

是非、本補助金のご活用についてご検討ください。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付しましたので、定例会等で情報提供の上、是非申請をご検討ください。

3 補助金の概要

(1) 地域の防犯力向上緊急補助金について

【変更前】10 月 31 日（金）まで ➡ 【変更後】11 月 30 日（日）まで

- ・地域の防犯力向上緊急補助金の申請は、1 団体につき 1 回です
- ・当補助金を 10 月 1 日以降に申請予定の団体は、活用予定調査票をご提出ください。
(8 月下旬郵送済み)



←市 WEB
活用事例紹介ページ

横浜市 防犯力向上



連絡先

(地域の防犯力向上緊急補助金について)
市民局地域防犯支援課

担当 小野寺、小澤

電話 045-671-3709 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

(2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について

【変更前】 9 月 30 日（火）まで ➡ **【変更後】 10 月 31 日（金）まで**

- ・ 10 月 1 日以降申請が可能な補助メニューは、LED 照明、エアコンのみです。
※契約・購入は、申請後に交付決定を受けてから行ってください。
- ・ LED 照明やエアコンの更新は、今後の電気料金の削減につながります。特に蛍光灯は令和 9 年末で製造廃止予定のため、今のうちの LED への交換をご検討ください

(参考) 申請状況 (9 月 5 日時点速報値)

164 件、98,327,000 円 (予算執行率 約 61%)

※申請は先着順で予算上限に達し次第受付終了となります。ぜひお早めにご申請ください。



←市 WEB
補助制度紹介ページ
申請様式はこちら

横浜市 会館脱炭素



【自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 申請書提出・問合せ】

事務委託先 横浜市住宅供給公社街づくり事業課

TEL : 045-451-7740 E メール : yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

連絡先

(自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について)

市民局地域活動推進課

担当 佐藤、笹尾

電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734

Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

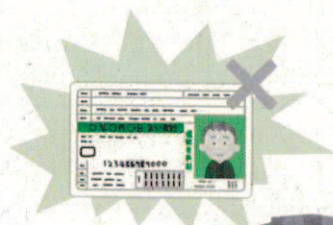
個人情報を読み出す 不審な電話に注意!



「2時間後に電話が使えなくなる、1番を押すように」と自動音声の電話がかかってきた。慌てて1番を押すと、オペレーターにつながり個人情報を聞き出されてしまった。

(相談者：70歳代 男性)

実在の省庁や電話会社、警察をかたり、個人情報を聞きだそうとする不審な電話が増えています。知らない番号からの電話には、個人情報を絶対に伝えないようにしましょう。



⚠️ トラブル防止のポイント

- ☒ 自動音声 flowed 場合は、最後まで聞かずにすぐに電話を切る!
- ☒ 個人情報を伝えてしまうと、その後に不審な電話がかかってくる場合があるので注意!
- ☒ 常に留守番電話設定にしておくのも効果的!

神奈川県警察からのお知らせ

詐欺や犯罪の疑いがあるときは
警察相談専用電話 **(#9110)** へご相談ください!



横浜市消費生活総合センター 検索

相談事例など暮らしに役立つ情報満載!

消費生活相談電話 **045-845-6666** (平日 9:00~18:00
土日 9:00~16:45)

令和7年9月22日

地区連合自治会町内会長 各位
自治会町内会長 各位

金沢区スポーツ推進委員連絡協議会
会長 樋口 浩一

令和7年度金沢区グラウンドゴルフ大会について（ご案内）

日頃から、当協議会の活動に御理解、御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「金沢区グラウンドゴルフ大会」は今年度で2回目の開催を迎えます。今後も広く当大会をみなさまに知っていただきたく、各自治会町内会への周知の御協力をお願いいたします。

1 大会概要

- （1）日時 11月30日（日）9時～15時（予定）
- （2）会場 長浜公園多目的運動広場
- （3）対象 区内在住で55歳以上の方
- （4）定員 16チーム（1チーム6名）
- （5）参加費 無料

2 申込について

10月1日（水）～31日（金）にメール・FAX・郵送・窓口持参のいずれかにて申込書を提出してください。（申込書はHP「金沢区 スポーツ振興」にて検索し、ダウンロードできます。または区役所6階601窓口でも配架します。 ※10月1日より）

※申込多数の場合は抽選となります。その場合は11月7日（金）までに抽選結果を発送します。

金沢区スポーツ推進委員連絡協議会事務局
（金沢区役所地域振興課内）

担 当 山田、山口

電 話 788-7805

F A X 788-1937

メール kz-sports@city.yokohama.lg.jp

令和7年9月

自治会・町内会 会長 様

社会福祉法人
神奈川県共同募金会金沢区支会
支 会 長 鈴 木 正 徳

令和7年度 共同募金運動へのご協力をお願い

時下 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃から共同募金運動に対しましてご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度は約2,131万円の赤い羽根募金、年末たすけあい募金をお寄せいただき、誠にありがとうございました。

皆さまからの寄付金は、地域福祉の推進を目的として、ボランティアグループや障がい者団体、社会福祉協議会等が行うさまざまな活動のほか、民間社会福祉施設の修繕や小規模な障害者地域作業所にかかる備品類の設置等に活用されています。

さて、今年度も10月1日から共同募金運動を実施することになりました。「自分の町を良くするしくみ。」として大きな役割を果たしている共同募金運動へ、可能な範囲でのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

共同募金運動実施にあたっての留意点

自治会町内会の皆様には共同募金運動にご尽力をいただき、誠にありがとうございます。

共同募金運動は戦後の混乱が続く 1947 年(昭和 22 年)、「国民たすけあい運動」として全国でスタートしました。「民間の福祉を民間の手で」、その思いのもとに始まった共同募金運動は、民間の社会福祉施設をはじめ、近年では子どもの貧困問題、国内大規模災害時の被災者支援等、さまざまな活動を応援しています。

子ども、障がいのある方、高齢者、誰もが生き生きと暮らすことのできる社会をつくるため、共同募金運動にご協力いただけますと幸いです。

皆様に自治会町内会で運動を行っていただくにあたっての留意事項を記載いたしましたので、お手数ですがご一読いただき、活動いただきますようお願い申し上げます。

1 募金期間

令和 7 年 10 月 1 日～12 月 31 日（厚生労働大臣の告示により定められています。）

- ・ 赤い羽根募金活動は、10 月から 11 月までを目途にお願いいたします。
- ・ 年末たすけあい募金活動は、11 月末から 12 月中旬を目途にお願いいたします。

2 募金目安額

共同募金は、社会福祉法の規定により、「地域福祉を推進するのに必要な資金がいくらになるのか」をもとに、あらかじめ募金目標額と配分計画を定めて募集を行う「計画募金」です。

金沢区町内会連合会定例会にて承認をいただき、以下のとおり「目安額」を設定しています。

(1) 赤い羽根募金（一般募金）	1 世帯あたり 2 7 0 円
(2) 年末たすけあい募金	1 世帯あたり 1 2 0 円

3 ご注意いただきたい点

(1) 「ボランティア委嘱状」を携帯してください。

戸別募金を行う際には必ず「ボランティア委嘱状」を携帯してください。募金ボランティアとして、神奈川県共同募金会から委嘱を受けていることの証明になります。委嘱状の氏名欄には、お手数ですが担当者名をご記入ください。

(2) 領収証を発行してください。

ご寄付いただいた方には領収証（寄付済証）を発行してください。ただし、寄付者が希望されない場合には発行しなくても結構です。

なお、共同募金は所得税法上の「特定寄付金」となりますので、ご希望の方には免税領収書を発行しています。お配りしています募金封筒にお名前、ご住所、募金金額を記載の上、事務局まで郵送ください。

(3) 寄付金額の指定は行わないでください。

計画募金という性質上、募金の目安額を設定していますが、決して強制ではございません。募金はあくまでも寄付者の任意であり、寄付金額の指定を行うことはできません。

「1世帯270円以上でお願いします」というような表現は避けてください。

(4) 不足の資材がある場合。

募金に必要な資材については、7月28日付でお願いした「資材希望調査」に基づき送付させていただいております。追加等がございましたら事務局までご連絡ください。追加発送を行います。

4 募金納入方法

(1) 郵便振り込み

お近くの郵便局にて納入ください。

※同封の「払込取扱票」を用いると、手数料は無料です。

※「ご依頼人」欄には、手続き者のお名前以外に自治会・町内会名をご記入ください。

※本人確認法に基づき、10万円を超える現金の送金を行う場合は、手続き者の身分証明書の提示が求められます。また、個人ではなく団体名で送金を行う場合は、手続き者とその団体の関係性の確認できる書類（名簿等）、また団体の設立趣旨等を確認できる書類（会則等）の提示が求められます。団体名で送金を行いますと、書類を整える手続きが煩雑になります。10万円を超える場合は、お手数ですが、複数枚の払込取扱票により分割してお振込みいただくなどのご協力をお願いいたします。

※「払込取扱票」の「受領書」をもって、「領収書」に代えさせていただきます。別途「領収書」が必要な場合はご連絡ください。

(2) 窓口持ち込み

事務局（いきいきセンター金沢1階・金沢区社会福祉協議会）にお持ちください。混み合う場合がありますので、なるべく郵便局からの振込をご利用ください。

※取扱時間：月～金（祝日・休日・12月29日から1月3日を除く）

9：00～17：00

5 募金納入期間

令和7年10月1日～令和8年3月31日 ※募金が集まり次第、随時納入ください。

6 お問い合わせ先

社会福祉法人神奈川県共同募金会 金沢区支会

住所：〒236-0021

金沢区泥亀1-21-5

いきいきセンター金沢内 金沢区社会福祉協議会

電話：045-788-6080

FAX：045-784-9011

自治会・町内会会長 様

社会福祉法人
神奈川県共同募金会金沢区支会
支会長 鈴木 正 徳

令和7年度 赤い羽根共同募金運動に伴う周知協力について（依頼）

共同募金運動の推進につきまして、例年格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和6年度も多くの募金をお寄せいただき、誠にありがとうございました。地域福祉のための事業や社会福祉施設・団体の活動のために役立てることができますのも、戸別募金を始めとした自治会・町内会の皆様のご協力によるものであると深く感謝申し上げます。

さて、今年度も10月から全国一斉に共同募金運動が始まります。例年、募金運動に先立ち、地域の皆様に共同募金をご理解いただき、ご協力を呼びかけることを目的とした「共同募金かなざわだより」を発行しております。昨年度までは各ご家庭に配布していただいておりますが、今年度は全戸配布を行わず、回覧と掲示板への掲示のみ実施することになりました。

つきましては、回覧及び掲示板への掲出につきまして各自治会・町内会の皆様のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1 送付物

「共同募金かなざわだより」チラシ

2 数量

(1) 各自治会・町内会回覧数

(2) 掲示板数

＊対象世帯数は、令和7年6月30日現在・自治会町内会名簿（区地域振興課調査）に基づいております。不足数ございましたら下記担当までご連絡ください。

3 依頼事項

(1) 回覧

(2) 掲示板への掲出

【事務局】神奈川県共同募金会金沢区支会
（金沢区社会福祉協議会内）

担当：古谷野・村上

TEL:045-788-6080

FAX:045-784-9011

10月1日から赤い羽根募金が始まります。

令和7年度の全国共通テーマは

「つながりをたやさない社会づくり」

です。

ことしで79回目を迎える共同募金運動は、住民一人ひとりが地域社会とつながり支え合いながら、安心して生活していくための「地域共生社会」を実現していくため、県内の地域福祉の推進とともに、緊急的な対応が求められている社会的な課題や国内大規模災害時の支援事業にも積極的に取り組んでまいります。



共同募金って
なに？

共同募金は、民間が行う寄付金募集として、毎年、厚生労働大臣の告示により実施する「たすけあい」の運動です。

戦後復興の一助となることを目的として始まり、現在では皆さまがお住まいの地域のさまざまな福祉活動に役立てられています。

皆さまの善意を適正に取り扱うために、寄付金の募集や配分方法などが「社会福祉法」で定められています。



共同募金って
何に
使われるの？

募金の7割は、あなたの町の高齢者や障がい者の家事援助や配食サービス、子育て支援などのボランティア活動などに役立てられています。

募金の3割は、児童養護施設の遊具や障がい者施設の福祉車両の整備をはじめ、生活困窮者への食支援活動や国内大規模災害時の災害ボランティア活動にも役立てられています。



©YOB

©1992 Y.MARINOS



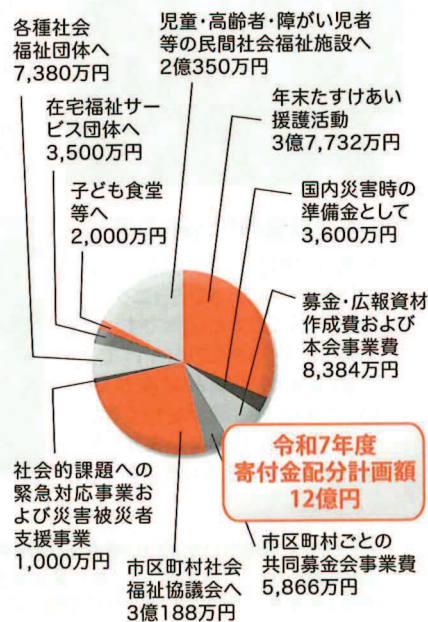
★横浜DeNAベイスターズ
★横浜F・マリノス
ともに赤い羽根共同募金を
応援しています！



募金なのに、
どうして目標額が
あるの？

地域福祉を進めるために、活動資金をあらかじめ把握して、計画的に募金を行うことが「社会福祉法」で定められています。

募金は任意ですが、地域福祉を資金面で支えていくためにご協力をお願いします。



「令和7年度の目標額は
12億円」

税制の特典があります！

◎共同募金への寄付金は、法人税や個人所得税（所得控除または税額控除）等の税制優遇の対象となります。

◎共同募金への遺贈寄付は、租税特別措置法第70条による税制優遇措置があります。

●共同募金の使途は、「はねと」で公開しています。 <https://www.akaihan.or.jp/hanett>

●寄付のご相談・ご照会は、社会福祉法人神奈川県共同募金会までご連絡ください。

〒221-0825 横浜市神奈川区反町3丁目17番2 神奈川県社会福祉センター 6階

電話 045-312-6339

じぶんの町を良くするしくみ。
赤い羽根共同募金





神奈川県共同募金会金沢区支会

〒236-0021 横浜市区金沢区泥亀1-21-5

いきいきセンター金沢1階・金沢区社会福祉協議会内

TEL.045-788-6080 FAX.045-784-9011

昨年度、皆さまからお寄せいただいた寄付金です。
寄付金は下記のとおり配分され、地域福祉活動に役立てられました。
あたたかいご支援ありがとうございました。

共同募金PR大使
野毛山動物園の
ミナミコアリクイ
「ムム」

ご寄付いただき、
ありがとうございます！

令和6年度皆さまからお寄せいただいた寄付金の総額

21,311,829円 (赤い羽根募金と年末たすけあい募金を
合計した金額です。)

赤い羽根募金14,712,771円 年末たすけあい募金6,599,058円



赤い羽根募金のつかいみち

配分総額 14,712,771円

区内の福祉保健活動と一部県域の活動に使われます。

- ◎福祉事業所の施設整備 1,160,000円
- ◎在宅福祉サービスの支援 800,000円
- ◎県内の社会福祉施設・団体 6,456,110円
- ◎区社会福祉協議会事業 6,296,661円
(ふれあい助成金、民生委員・児童委員活動支援、広報紙の発行、
災害ボランティアセンター運営、社会福祉大会など)

年末たすけあい募金のつかいみち

配分総額 6,599,058円

すべて区内の福祉保健活動に使われます。

- ◎区社会福祉協議会事業 6,599,058円
(地区社協助成金、移動支援、生活困窮者支援、障がい理解・啓発など)

赤い羽根
データベース
はねっと



金沢区社会
福祉協議会
ホームページ



とあ
うりが



『失語症者の「しゃべり場」』

失語症当事者と家族が「伝え、分か
り合えた」というコミュニケー
ションを大切にしたい団体です。
「寄付者の皆さまのおかげで、
失語症者の仲間と家族が集
い、音楽療法の講師を招く等、
交流・活動が持っています。本
当にありがとうございます。」

『海の会』

障がいのある方々を支援する
団体です。
「団体として収入を増やしてい
くことも容易ではなく、活動資
金の不十分なか、大変ありがた
く思っております。地域にも還
元できるよう大切に活用させ
ていただきます。」



とあ
うりが



『メンズエクササイズ』

地域の高齢男性に健康体操や
ゲームなどを企画・開催する団
体です。
「赤い羽根の寄付はわれわれ
小団体の活動にとって誠にあ
りがたい限りです。感謝してい
ります。」

とあ
うりが



法人募金にご協力いただいた皆さま(順不同・敬称略)

(有)湘南仲介センター、永和防災(株)、安全輸送(株)、三波工業(株)、(有)武、(有)在宅ナースの会、(特非)横濱金澤シティガイド協会、(医)池川クリニック 池川明、(株)景泉
機器、(株)丸愛、(有)順彰、(株)ナガタ整備、(株)山装、(特非)さくら茶屋にししば、(有)目黒建設、日発運輸(株)、富国運輸(株)、(株)横浜シーサイドピア、横浜エコロジー(株)、
(株)青柳製作所、(株)ゴマヤ、(株)テクノアクト、(株)ポス通商、横浜機工(株)、(株)ティーエムサービス、(株)横浜シーサイドライン、真生工業(株)、高和管設(株)、日飛興産
(株)、(協組)横浜輸送センター、(宗)傳心寺、(株)創和測量コンサルタンツ、小浜直人、日本シャフト(株)、目黒建設(株)、(株)アルファ測量設計開発、(医)景翠会 金沢病院、
(株)小川工務店、(株)大樹運輸、(株)丸廣運輸、(株)ケント技研、(株)富島、(株)なかじま、(特非)こんちえと 地域活動ホームシーサイド、(学)関東学院、日本飛行機(株)

10月1日から赤い羽根共同募金が始まります。
今年も皆さまのご協力をお願いいたします。



令和7年9月22日

横浜市金沢区

自治会・町内会 会長 御中

横浜市中区日本大通9 横浜地方裁判所内

横浜民事調停協会

会長 丹羽 美雄

横浜地区調停手続相談会チラシご掲示のお願い

謹啓 貴台には益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、横浜民事調停協会は、神奈川民事調停協会・保土ヶ谷民事調停協会及び横浜家事調停協会と共同で、恒例の民事・家事調停手続相談会を最高裁判所の委嘱事業として、横浜市民局の後援を得て、別紙チラシ記載の要領にて開催することとなりました。

裁判外の紛争解決手段の一つである調停制度については、大正11年の借地借家調停からスタートし、昭和23年に現在の家事調停の制度が、昭和26年には現在の民事調停の制度が設けられて以来、長い年月を歩んで参りました。しかしながら、市民の皆様の調停制度に関するご周知はまだまだ充分とは言えず、様々な紛争に悩んでおられる方々も少なくないと認識しています。

私たちは、この相談会を通じて調停制度の理解と普及を図り、今後の紛争解決の一助としていただければと考えております。

なお、令和6年の調停手続相談会において金沢区内からは、民事9件・家事4件の相談がありました（令和6年度全相談数 民事50件・家事44件）。これは、貴自治会・町内会の掲示板に案内チラシをご掲示いただいたおかげと感謝しております（全相談者のうち自治会・町内会掲示板で無料相談会を知った方が、民事31名・家事25名でした）。

今年もこの趣旨にご理解をいただき、貴自治会・町内会の掲示板に、相談会開催のチラシをご掲示下さいますよう、何卒宜しくお願い申し上げます

【お問い合わせ先】

横浜地方裁判所 総務課庶務第二係

電話：045-664-8778

敬具

調停手続相談会

予約不要

調停制度とは
どのようなものなの？

調停の利用には
どんな手続きが必要？

調停を進めていくための
具体的な方法は？

不動産

近隣トラブル

借金

交通事故

相続

労働問題

離婚・婚姻費用・養育費等



このようなトラブルでお困りの方に、裁判所の民事調停委員や家事調停委員が無料で手続相談をお受けします。お気軽にお越しください。（秘密は厳守します）

○当相談会で直接紛争解決をはかるものではありません。
また、税務や法律の相談会ではありませんのでご注意ください。

○感染対策のため、発熱や体調不良時には、来場をお控えください。

申込： 予約不要・当日会場で受付

日時： 令和7年11月15日（土）10：00～15：30 ※受付終了15：00

場所： かながわ労働プラザ

- JR根岸線 石川町駅 北口（中華街口）より徒歩3分
- JR根岸線 関内駅 南口より徒歩13分
- 横浜市営地下鉄 関内駅 1番出口より徒歩15分
- 横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅 2番出口より徒歩14分

主催： 公益財団法人 日本調停協会連合会
横浜民事調停協会 横浜家事調停協会
神奈川民事調停協会 保土ヶ谷民事調停協会

後援： 最高裁判所 横浜地方裁判所 横浜家庭裁判所
横浜市民局



問合せ先： 横浜地方裁判所 総務課庶務第二係 045 - 664 - 8778

横浜家庭裁判所 総務課庶務係 045 - 345 - 3505

令和7年9月吉日

町内会長 各位

神奈川県立金沢文庫長

展示のご案内および広報について（依頼）

当文庫の事業につきましては、日ごろ格別のご高配をたまり厚くお礼申し上げます。

当文庫では、9月5日より特別展「金沢八景みほとけ巡礼—仏像からよみとく金沢の歴史—」を開催いたします。当文庫が所在する神奈川県横浜市金沢区は、かつて「武蔵国六浦荘金沢」と呼ばれ、中世には都市・鎌倉の外港として栄えました。そして近世には金沢の内海の名勝は、金沢八景と称され、風光明媚な景勝地として多くの人々が訪れました。本展では、金沢の内海周辺に建立された由緒ある寺院と、そこに安置された仏像を通して、中世金沢に展開した寺院の実態や、その後の金沢八景を中心とした巡礼寺院としての位置づけなどを明らかにしようと思います。

つきましては、より多くの方々に知っていただくため、ちらしの掲示、配布等、展覧会の広報にご協力くださいますようお願い申し上げます。また、会期中ご来館の上ご高覧くださいますようお願い申し上げます。

特別展「金沢八景みほとけ巡礼—仏像からよみとく金沢の歴史—」

日時：令和7年9月5日（金）～11月9日（日）

開館時間：午前9時～午後4時30分（入館は午後4時まで）

休館日：毎週月曜日（ただし9月15日、10月13日、11月3日は開館）

9月16日（火）、9月24日（水）、10月14日（火）、11月4日（火）

交通：京急線「金沢文庫駅」下車 徒歩12分（品川より快特33分）

シーサイドライン「海の公園南口駅」下車 徒歩10分

（JR根岸線「新杉田駅」接続）

問合せ先

学芸課 佐藤

TEL 045-701-9069

FAX 045-788-1060

.....（キリトリ）.....

【ご招待】

本状を受付にお渡しください。「金沢八景みほとけ巡礼」展会期中、2名様までご入館いただけます。

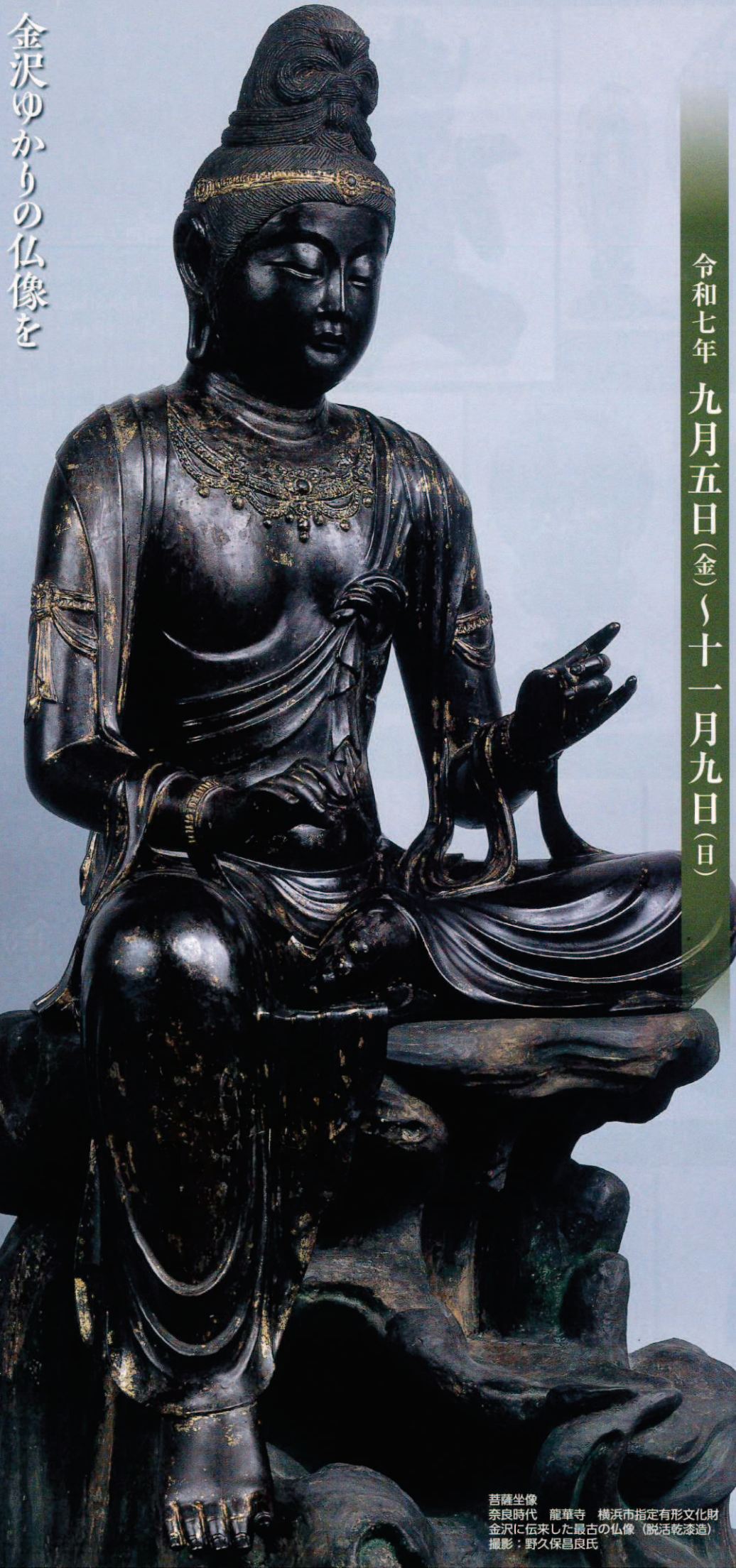
ご所属 _____

神奈川県立金沢文庫開館95周年特別展

金沢八景みほとけ巡礼

仏像からよみとく金沢の歴史

令和七年 九月五日(金)～十一月九日(日)



金沢ゆかりの仏像を
一堂に展示
金沢の仏像を通して
日本彫刻史を知る

【開館時間】午前9時～午後4時30分（入館は午後4時まで）

【休館日】毎週月曜日（ただし9月15日、10月13日、11月3日は開館）

9月16日（火）、9月24日（水）、10月14日（火）、11月4日（火）

【観覧料】（一）内は20名以上の団体料金

20歳以上600円（500円） 20歳未満・学生500円（400円）

65歳以上200円（100円） 高校生100円、中学生以下・障がい者の方は無料

【主催】神奈川県立金沢文庫
【協力】横浜市金沢区役所

神奈川県立 金沢文庫

〒236-0015 神奈川県横浜市金沢区金沢町1-4-2

TEL 045-701-9069 FAX 045-788-1060

<https://www.penkanagawa.jp/kanazawabunko/index.html>

【交通】京急線「金沢文庫駅」東口より徒歩12分（快特で品川駅より33分、横浜駅より16分）
シーサイドライン「海の公園南口駅」より徒歩10分（JR根岸線 新杉田駅接続）

菩薩坐像
奈良時代 龍華寺 横浜市指定有形文化財
金沢に伝来した最古の仏像（脱活乾漆造）
撮影：野久保昌良氏

神奈川県立金沢文庫
開館 95 周年特別展

金沢八景 みほとけ巡礼

仏像からよみとく金沢の歴史

令和 7 年 9 月 5 日(金)～11 月 9 日(日)

現在、神奈川県立金沢文庫が所在する神奈川県横浜市金沢区は、かつて「武蔵国六浦莊金沢」と呼ばれ、中世には都市・鎌倉の外港として栄えました。そして近世には金沢の内海の名勝は、金沢八景と称され、風光明媚な景勝地として多くの人が訪れました。

本展覧会では、金沢の内海周辺に建立された由緒寺院と、そこに安置された仏像を通して、中世金沢に展開した寺院の実態や、その後の金沢八景を中心とした巡礼寺院としての位置づけなどを明らかにしたいと思います。

※文化財保護のため会期中一部展示替えがある場合がございます。詳細は HP でご確認ください。

【特別講演会・講座】

特別展「金沢八景みほとけ巡礼」に関連して、特別講演会・月例講座なども開催します。詳細は HP でご確認ください。

神奈川県立 金沢文庫

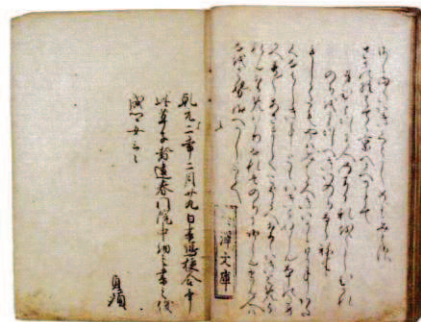
〒 236-0015
神奈川県横浜市金沢区金沢町 142
Tel 045-701-9069 fax 045-788-1060
<https://www.pen-kanagawa.ed.jp/kanazawabunko/index.html>

次回予告

特別展
「金沢文庫」創設 750 年記念
金沢文庫本

一流離う本の物語—

令和 7 年 11 月 14 日(金)
～令和 8 年 1 月 18 日(日)



『たまきはる』 乾元二年(1303) 神奈川県立金沢文庫 重文
金沢貞顕が自筆で奥書し金沢文庫印が押される



阿彌陀如来坐像及び両脇侍立像
久安三年(1147) 宝樹院 神奈川県指定重要文化財
金沢の古層を物語るみほとけ



大威徳明王像
運慶作
建保四年(1216)
光明院(神奈川県立金沢文庫管理)
重要文化財
金沢に伝来した
運慶真作



陵王面 鎌倉時代 瀬戸神社 重要文化財
運慶工房の舞楽面の傑作



金剛製愛染明王坐像 永仁五年(1297) 称名寺 重要文化財
技巧を尽くした中世金銅仏



薬師如来坐像 鎌倉時代 東光禅寺 横浜市指定有形文化財
湛慶作と伝承される初期慶派のみほとけ



方崖元主坐像 南北朝時代 金龍院 神奈川県指定重要文化財
謎の寺院・旧能仁寺ゆかりの肖像



薬師如来立像 鎌倉時代 太宰寺 横浜市指定有形文化財
釈迦・薬師・阿彌陀を兼ねた密教仏



弥勒菩薩坐像 明治九年(1500) 龍華寺 横浜市指定有形文化財
金沢の中世転換期の重要なみほとけ



地藏菩薩坐像 南北朝時代 三寶寺 横浜市指定有形文化財
鎌倉・建長寺本尊のかつての姿を伝える



地藏菩薩立像 康増作 永仁二年(1294)
光傳寺 神奈川県指定重要文化財
金沢の地藏信仰の中心地的なみほとけ



地藏菩薩坐像 朝榮作 永徳三年(1383) 林隠寺(静岡県)
伊豆に伝来した新発見の旧能仁寺本尊

横浜南共済病院

参加費
無料

第4回

みなみフェスタ

2025

11/8 Sat 雨天決行
10:00 ~ 15:00

演奏会 & 市民公開講座

講堂棟

★10:15~11:15

病院長 高橋 健一 率いる
「けんちゃんバンド」
演奏会♪

★11:30~12:15

「ひざ関節の健康を守る」
～食事・運動・治療・未来の再生医療まで
これで貴方もひざ博士～

演者 整形外科 部長
医師 高川 修

クイズ：
キリンの
ひざは、どこ
でしょう？

コラボ企画

救急車・救助工作車の
中ってどうなってるの？
見てみよう！
(10:00～12:30まで)
金沢消防署

追浜の未来をともに
デザインしませんか？
追浜えき・まち・みち
デザインセンター

軽食
コーナー
もあるよ！



体験学習

外来棟 3 階

- ★身体の音を聴いてみよう
- ★AED 体験
- ★看護チームに大変身
- ★看護補助者のお仕事紹介
- ★緩和ケアって何？
- ★高齢者体験
- ★内視鏡手術体験
- ★臨床工学技士のお仕事
- ★足の筋力測定

★薬剤師体験

外来棟 4 階

- ★薬に関する Q&A
- ★献立マスターになろう！
栄養バランスチェック
- ★尿検査体験・顕微鏡体験
- ★放射線科のお仕事

キッズイベント

- ★スーパーボールすくい
- ★おもちゃつり
- ★わなげ
- ★時間当てゲーム
- ★ぬりえ、折り紙コーナー
- ★ふわふわスライム作り

外来棟 2 階

お問合せ

主催 横浜南共済病院

～みなみフェスタ事務局～
TEL 045-782-2101(代表)
(平日 8:30～17:15)

※飲食は軽食コーナーでお願いいたします。
※マスクの着用にご協力お願いいたします。
※公共交通機関をご利用ください。

横浜南共済病院心臓血管外科主催

市民公開講座

参加費無料
定員60名
事前申込制

2025年11月6日(木)

講演時間：14:00～15:00

(開場 13:30)

会場：横浜市金沢公会堂(多目的室)

〒236-0021

横浜市金沢区泥亀2丁目9番1号

(金沢区総合庁舎内)

講演

心臓血管外科部長 橋山 直樹

「心臓血管外科治療のいま」

お電話 045-782-0121 受付時間 10時～17時

※注意事項・個人情報の取り扱いについて

お申し込み時に収集した氏名等の情報は本会の運営及び付随する業務のみに使用させていただきます。
利用後は速やかに情報を破棄致します。

先着順のため、万が一定員を上回った際には、お断りのご連絡をさせていただくことがございます。